

第83回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

場所

東京都千代田区大手町1－2－1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

第4号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

第5号議案

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式報酬制度改定の件

第6号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度
改定の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6857/>



株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクに伴う不確実性が継続したものの、欧米諸国を中心とした金融政策の緩和にも支えられ、全体として底堅く推移しました。このような世界経済情勢のもと、半導体市場は、前年度の調整局面から一転して回復傾向となりました。特に、当社グループの半導体試験装置ビジネスにおいては、データセンタ向けのHPCデバイスや高性能DRAMなど、AI関連の高性能半導体向け需要が大幅に拡大しました。

当社グループは、顧客の要求納期に最大限応えるべく、タイムリーな部材調達および製品供給能力の確保に努め、コア部品に対する既存サプライヤーとの長期契約やサプライチェーン複線化などの施策を通じた取り組みが奏功しました。

これらの結果、当期の売上高は7,797億円、営業利益は2,282億円、税引前利益は2,248億円、当期利益は1,612億円となり、高収益製品の販売比率上昇、円安による増収・増益効果などにより、いずれも連結会計年度における過去最高額を更新しました。

株主の皆さまへの期末配当金につきましては、1株につき20円とし、2025年6月6日を支払開始日とすることを、2025年5月22日の取締役会で決議しました。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役兼経営執行役員 Group CEO

代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO

津又井 幸一

(証券コード 6857)

2025年6月5日

(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

株式会社アドバンテスト

代表取締役兼経営執行役員社長
Group COO

津 久 井 幸 一

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご来場されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール
(詳細は裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第83期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案** 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
- 第5号議案** 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

以 上

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第83回定時株主総会 招集ご通知（アクセス通知）」、「第83回定時株主総会 参考書類・事業報告等（交付書面）」および「第83回定時株主総会 参考書類・事業報告等（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）および株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しております。

《当社ウェブサイト》

<https://www.advantest.com/ja/investors/shares-and-corporate-bonds/meeting/>



《東証ウェブサイト》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（アドバンテスト）または証券コード（6857）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。



《株式会社プロネクサスウェブサイト》

<https://d.sokai.jp/6857/teiji/>



当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

- ◎ 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な営業所および工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結包括利益計算書」、「連結持分変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに監査報告書の「会計監査人監査報告書（連結）」、「会計監査人監査報告書」および「監査等委員会監査報告書」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、上記内容が含まれており、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合、当該書類を掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。
- ◎ 当社ウェブサイトにて、報告事項のプレゼンテーション資料を掲載いたします。
- ◎ 決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 当社ウェブサイトにて、当日の本株主総会の様子を後日オンデマンド配信いたします。

《当社ウェブサイト》

<https://www.advantest.com/ja/investors/shares-and-corporate-bonds/meeting/>



株主総会当日の運営に関するお知らせ

- ◎ 株主総会におけるお土産のご用意はございません。
- ◎ 介助または日本語通訳が必要な株主さまに限り、介助者または通訳者を1名同伴して入場することができます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主さまである場合を除き、会場内では介助者または通訳者としての言動に制限されます。

議決権行使についてのご案内

● 株主総会にご出席いただく場合

当日ご来場の際は、議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当日ご来場する場合は、インターネットまたは書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



開催日時

2025年6月27日（金）
午前10時

● インターネットまたは書面により議決権行使いただく場合

インターネットによる議決権行使

「インターネットによる議決権行使のご案内」にしたがって賛否をご入力ください。



行使期限

2025年6月26日（木）
午後5時まで

書面による議決権行使

議決権行使書に、議案に対する賛否をご表示いただきご郵送ください。



行使期限

2025年6月26日（木）
午後5時必着

- ◎ インターネットにより議決権を行使される場合は、書面によるお手続きは不要です。
- ◎ インターネットと書面により二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ◎ 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使書記載の QRコードを読み取る方法

- ① 議決権行使書の右側に記載されているQRコードを読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力は不要です。



- ② 議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法をご選択ください。
- ③ 画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

個別のログインID・パスワードにより ログインする方法

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- ② 議決権行使書の右側に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力してください。

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード (半角)
または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

- ③ 画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ◎ インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合、最後に行われた議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ◎ 株主さまのインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ◎ スマートフォン、パソコン等による議決権行使ウェブサイトのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は各株主さまのご負担となります。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは、毎日午前2時30分から午前4時30分までの間にご利用いただけません。
- ◎ 機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-173-027（通話料無料）
受付時間：午前9時～午後9時

インターネットライブ配信のご案内

インターネットにて株主総会の模様をライブ配信いたしますので、ご案内申し上げます。

配信日時

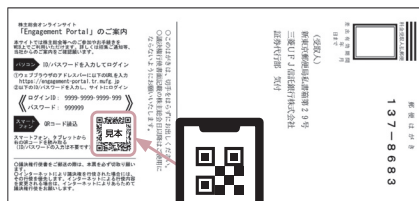
2025年6月27日（金曜日）午前10時より

※午前9時30分より視聴画面にアクセスいただけます。

当日の視聴方法

1. 議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

- ① 議決権行使書裏面に記載されているQRコードを読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して視聴サイトにログインできます。



- ② ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ③ 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 個別のログインID・パスワードによりログインする方法

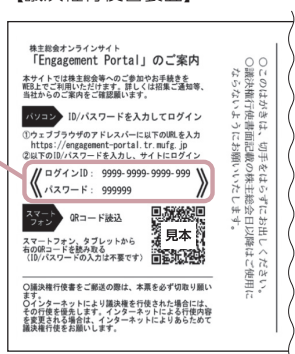
URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- ① 上記URLから視聴サイトへアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力してください。※下図②
「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書裏面に記載されています。
- ③ ご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。※下図③
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。※下図④

【株主さま認証画面（ログイン画面）】

【議決権行使書裏面】



- ⑤ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ⑥ 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

本サイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-676-808（通話料無料）

受付時間：土日祝日を除く平日 午前9時～午後5時

ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

ご留意事項

- ◎ ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とはならず、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出を行うことはできません。議決権につきましては、インターネットまたは書面による方法で、事前に行使していただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎ ログインID、パスワードは議決権行使書を郵送される前にお手元にお控えください。
- ◎ 議決権行使書を紛失された場合、「本サイトに関するお問い合わせ先」にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- ◎ 株主さまのご意見は株主総会当日もメッセージという形で受け付けさせていただきます。
- ◎ ライブ配信の音声は日本語のみとなります。
- ◎ 本招集ご通知到着時から視聴環境のテストを事前に行うことができます。
- ◎ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎ ご視聴いただくためのインターネット接続料、通信料等の費用は、各株主さまのご負担となります。
- ◎ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 本サイトはInternet Explorerではご利用いただけません。Microsoft Edge、Google Chrome、Safari等のブラウザからご視聴ください。なお、視聴環境等の詳細につきましては、当社ウェブサイトの「株主総会情報」に別途掲載いたします。
- ◎ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ◎ ライブ配信の撮影、録音、録画、保存、SNSなどへの投稿等は、ご遠慮ください。
- ◎ 音声および映像を通じて得た株主さまの個人情報やその他株主さまのプライバシーにかかわる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.advantest.com/ja/investors/shares-and-corporate-bonds/meeting/>



事前のご質問受付のご案内

本株主総会の目的事項につきまして、株主さまから事前にご質問をお受けいたします。

質問方法

- ① 以下のURLまたはQRコードから事前質問受付サイトにアクセスしてください。
- ② 「お名前」、「株主番号」、「内容」をご入力ください。すべての項目にご記入いただきましたら、内容をご確認の上、「確認」のボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

≪事前質問受付サイト≫

https://www2.advantest.com/sh_ask/ja/



受付期間

2025年6月20日（金曜日）午後5時まで

ご留意事項

事前にお寄せいただいたご質問のうち、株主の皆さまのご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日に取り上げさせていただく予定です。なお、ご質問の内容が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問への回答が顧客、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答を差し控えさせていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

● 議案および参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、株主の皆さまと建設的かつ実効的なエンゲージメントを図るためには、株主総会前の適切な情報提供が不可欠であると考えております。この考えのもと、有価証券報告書と事業報告の一体開示を視野に入れるとともに、7月下旬から8月上旬での定時株主総会の招集を可能にするため、定時株主総会の議決権の基準日を5月15日に変更したいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(基準日) 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 ②前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して <u>臨時に</u> 基準日を定めることができる。 (株主総会の招集) 第12条 定時株主総会は毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時にこれを招集する。	(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月15日</u> とする。 ②前項の <u>規定にかかわらず</u> 、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して <u>前項の基準日を別途</u> 定めることができる。 (株主総会の招集) 第12条 定時株主総会は前条に規定する基準日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時にこれを招集する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会から、本議案については、各候補者の経歴、能力、人柄等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、候補者の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当	 取締役会 出席回数
1	 Douglas Lefever ダグラス ラフィーバ	代表取締役兼経営執行役員 Group CEO (経営戦略・財務、事業推進、技術管掌)	13回／13回 (100%)
2	 つく い こう いち 津久井 幸 一	代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO (人事・総務・法務、サプライチェーン、業務革新管掌)	12回／13回 (92%)
3	 よし だ よし あき 吉 田 芳 明	取締役会長	13回／13回 (100%)
4	 うら  べ とし みつ 占 部 利 充	社外取締役	13回／13回 (100%)
5	 Nicholas Benes  ニコラス ベネシュ	社外取締役	13回／13回 (100%)
6	 にし だ なお と  西 田 直 人	社外取締役	13回／13回 (100%)

候補者
番号

1

Douglas Lefever

再任

ダグラス ラフィーバ

生年月日 1970年12月10日
 所有する当社株式数 14,624株
 議決制限付株式報酬制度に
 基づく交付予定株式の数 119,589株
 取締役の就任年数 5年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 6 月 Advantest America, Inc.入社
 2014年 8 月 当社執行役員
 2014年 9 月 Advantest America, Inc.
 Director, President and CEO
 2017年 6 月 当社常務執行役員
 2020年 6 月 当社取締役兼常務執行役員
 2021年 6 月 当社取締役兼経営執行役員
 当社CSO (Chief Strategy Officer)
 2023年 1 月 当社代表取締役兼執行役員副社長・Group COO
 (Chief Operating Officer)
 2023年 6 月 当社代表取締役兼執行役員副社長
 当社Group COO (経営戦略、事業推進、技術管掌)
 Advantest America, Inc. Chairman
 2024年 4 月 当社代表取締役兼経営執行役員 (現任)
 当社Group CEO (経営戦略、事業推進、技術管掌)
 2025年 4 月 当社Group CEO (経営戦略・財務、事業推進、技術管掌) (現任)

● 候補者とした理由

ダグラス ラフィーバ氏は、米国（シリコンバレー）を中心とする事業開発を推進する役割を担い、2023年1月から代表取締役兼執行役員副社長・Group COOを、2024年4月からは代表取締役兼経営執行役員 Group CEOを務めております。当社グループの事業および企業経営に関して幅広い知識と経験を有すること、また当社取締役会の多様性を高め活性化させることを期待できることから、当社の持続的な企業価値向上の実現のため適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

つ く い こう いち

再任

津久井 幸一

生年月日 1964年12月11日
 所有する当社株式数 74,407株
 取締役の就任年数 5年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社
 2014年 6 月 当社執行役員
 2015年 6 月 当社常務執行役員
 2020年 6 月 当社取締役兼常務執行役員
 2021年 6 月 当社取締役兼経営執行役員
 当社CTO (Chief Technology Officer)
 2023年 1 月 当社代表取締役兼執行役員副社長・Group Co-COO
 (Co-Chief Operating Officer)
 2023年 6 月 当社代表取締役兼執行役員副社長
 当社Group Co-COO (生産、業務革新管掌)
 2024年 4 月 当社代表取締役兼経営執行役員社長 (現任)
 当社Group COO (管理、生産、業務革新管掌)
 2024年 6 月 当社Group COO (管理、サプライチェーン、業務革新管掌)
 2025年 4 月 当社Group COO (人事・総務・法務、サプライチェーン、業務革新管掌) (現任)

● 候補者とした理由

津久井幸一氏は、ドイツにおける海外勤務を含め、長年にわたり事業部門や営業部門に従事し、2023年1月から代表取締役兼執行役員副社長・Group Co-COOを、2024年4月からは代表取締役兼経営執行役員社長 Group COOを務めております。当社グループの事業および企業経営に関して幅広い知識と経験を有することから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3

よし だ よし あき

吉田 芳明

再任

生年月日	1958年2月8日
所有する当社株式数	298,243株
取締役の就任年数	12年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年 4 月 当社入社
2006年 6 月 当社執行役員
2009年 6 月 当社常務執行役員
2013年 6 月 当社取締役兼常務執行役員
2016年 6 月 当社取締役兼専務執行役員
2017年 1 月 当社代表取締役兼執行役員社長 当社CEO
2023年 1 月 当社代表取締役兼執行役員社長・Group CEO
2023年 6 月 当社代表取締役兼執行役員社長
当社Group CEO (管理、新事業推進室管掌)
2024年 4 月 当社取締役会長 (現任)

候補者とした理由

吉田芳明氏は、当社子会社代表取締役、当社の経営企画部門長、社長室長およびナノテクノロジー事業部門長を経て、2017年1月から代表取締役兼執行役員社長を、2023年1月から2024年3月まで代表取締役兼執行役員社長・Group CEOを務めました。2024年4月からは取締役会長として、非業務執行の立場から経営の監督機能を担っており、当社グループの事業および企業経営に幅広い知識と経験を有することから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

4

うら べ とし みつ

占部 利充

再任

独立

生年月日	1954年10月2日
所有する当社株式数	5,183株
社外取締役の就任年数	6年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 三菱商事株式会社入社
2009年 4 月 三菱商事株式会社執行役員中国副総代表兼香港三菱商事会社社長
2011年 4 月 三菱商事株式会社執行役員コーポレート担当役員補佐 (人事担当)
2013年 4 月 三菱商事株式会社常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
2017年 4 月 三菱商事株式会社顧問
2017年 6 月 三菱UFJリース株式会社 (現：三菱HCキャピタル株式会社)
代表取締役副社長兼執行役員
(2021年3月執行役員退任) (2021年4月取締役退任)
2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2021年 4 月 日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役 (現任)

候補者とした理由および期待される役割の概要

占部利充氏は、日本を代表する総合商社やノンバンクでの豊富な経営経験、特に米国およびアジアにおける海外経験、事業投資判断等に関する経験、人事・IT等管理部門に関する幅広い経験を有しております。当社では、同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性について

当社は、占部利充氏との間に特段の取引関係はありません。また、2024年度において、当社と同氏が社外取締役を務めている日本ビジネスシステムズ株式会社との間に特段の取引関係はありません。以上の点から、同氏は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者
番号
5

Nicholas Benes
ニコラス ベネシュ

再任
独立



生年月日 1956年4月16日
所有する当社株式数 3,000株
社外取締役の就任年数 6年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 9 月 Morgan Guaranty Trust Company of New York (現: JPMorgan Chase & Co.) 入社
1983年11月 米国カリフォルニア州弁護士会入会
1984年10月 米国ニューヨーク州弁護士会入会
1994年 5 月 株式会社鎌倉専務取締役
1997年 4 月 株式会社ジェイ・ティ・ピー設立代表取締役
2000年 3 月 株式会社アルプス社社外取締役
2006年12月 株式会社ライブドアホールディングス社外取締役
2007年 3 月 セシール株式会社社外取締役
2009年11月 公益社団法人会社役員育成機構代表理事 (現任)
2016年 6 月 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス
(現: 株式会社IMAGICA GROUP) 社外取締役
2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

ニコラス ベネシュ氏は、コーポレートガバナンスにかかる幅広い知識と経験およびM&Aを含む投資銀行実務の経験を有しております。当社では、コーポレートガバナンス、ファイナンスおよび株主目線にかかる同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

● 独立性について

当社は、ニコラス ベネシュ氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が代表理事を務めている公益社団法人会社役員育成機構に対し、法人賛助会員として年会費を支払っており、かつ役員教育を委託しておりますが、当社が2024年度に同法人に支払った金額は、100万円を下回っております。

以上の点から、同法人は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者
番号
6

にし だ な お と
西田 直人

再任
独立



生年月日 1954年2月11日
所有する当社株式数 1,325株
社外取締役の就任年数 2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 株式会社東芝入社
2007年 6 月 株式会社東芝生産技術センター所長
2009年 4 月 株式会社東芝生産企画部長
2011年 4 月 株式会社東芝技術企画室長
2012年 6 月 株式会社東芝執行役常務 (技術企画室長)
2013年 6 月 株式会社東芝執行役上席常務
(調達・ロジスティクスグループ担当、生産統括グループ担当)
2014年 6 月 株式会社東芝取締役執行役専務
(技術・イノベーション部担当、情報システム部担当、新規事業開発部担当、研究開発センター担当、ソフトウェア技術センター担当)
2015年 9 月 株式会社東芝執行役専務 (研究開発統括部担当)
2016年 4 月 株式会社東芝執行役専務 (技術統括部担当)
2017年11月 株式会社東芝特別嘱託 (現任)
2023年 6 月 当社社外取締役 (現任)

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

西田直人氏は、半導体に深く関係するグローバル企業での技術、SCM (サプライチェーンマネジメント)、生産、研究開発部門での経験に加え、レーザー技術に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有しております。当社では、当社が属する業界および産業・技術における同氏の識見ならびに同氏が有する戦略的イノベーションの視点を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

● 独立性について

当社は、西田直人氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が特別嘱託を務めている株式会社東芝および同社のグループ会社と当社製品の販売等の取引がありますが、同社およびそのグループ会社と当社との2024年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。

以上の点から、同社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉田芳明氏は、現在当社の非業務執行取締役であり、同氏の再任が承認された場合、引き続き非業務執行取締役となる予定です。
3. 占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、吉田芳明氏、占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏との当該契約を引き続き継続することとなります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社の取締役、執行役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員ならびに子会社の役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしておりますが、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ダグラス ラフィーバ氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏は、現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）であり、当該保険契約の被保険者に含まれていますが、各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中に更新することを予定しております。
6. 当社は、ダグラス ラフィーバ氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏、ニコラス ベネシュ氏および西田直人氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しており、各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏との当該契約を引き続き継続することとなります。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定の免責事由を設けるとともに、300万円以上の補償を受ける際には取締役会にて審議を経ることとしております。
7. 所有する当社株式数は、2025年3月31日時点で所有している当社普通株式の数であります。また、日本居住者においては当社役員持株会、日本非居住者においては株式報酬プラン管理会社であるGlobal Shares Execution Services Limitedが設定するオムニバス口座における本人持分を含めて記載しております。
8. 当社は、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、ダグラス ラフィーバ氏は日本非居住者であるため、譲渡制限付株式報酬制度については事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用しております。本制度は譲渡制限期間経過後に交付するもののため、その交付予定株式数を「譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数」として表記しております。また、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において決議した業績連動型株式報酬制度のもとでは、中期経営計画に対応する事業年度（業績評価期間）の当社業績等の数値目標の達成に応じて交付株式の数を算出・交付するため、上記の「所有する当社株式数」および「譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数」には、目標の達成状況が未確定となる業績評価期間中のものは含まれておりません。なお、業績連動型株式報酬制度に基づき、対象取締役に交付する当社の普通株式の総数は、各中期経営計画の対象期間（3事業年度）ごとに120万株を上限としています。
9. 当社は、当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任の監査等委員である取締役栗田優一氏および中田朋子氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当	 取締役会・監査等委員会 出席回数
1	再任 栗田優一	取締役 常勤監査等委員	取締役会：13回／13回 (100%) 監査等委員会：14回／14回 (100%)
2	再任 独立 中田朋子	社外取締役 監査等委員	取締役会：13回／13回 (100%) 監査等委員会：14回／14回 (100%)

候補者
番号

1

くり た ゆう いち

栗田 優一

再任

生年月日	1949年7月28日
所有する当社株式数	21,442株
監査等委員である 取締役の就任年数	10年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月 富士通株式会社入社
2001年 3 月 当社入社
2003年 6 月 当社執行役員
2007年 6 月 当社取締役兼常務執行役員
2010年 6 月 当社取締役兼専務執行役員
2012年 6 月 当社常勤監査役
2015年 6 月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）

● 候補者とした理由

栗田優一氏は、財務および経営企画部門における長年の経験があり、財務および会計に関する幅広い知識と経験を有しております。また、当社の取締役および監査役を歴任し、現在は常勤の監査等委員である取締役として当社グループの監査・監督およびガバナンスの向上に努めております。このような実績を踏まえ、当社グループの監査・監督機能の向上の実現のために適任と判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

なか だ とも こ

中田 朋子

再任

独立

生年月日	1972年1月20日
所有する当社株式数	1,325株
監査等委員である 社外取締役の就任年数	2年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月 東京地方裁判所 判事補
2000年 6 月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
2002年 8 月 ニューヨーク州弁護士登録
2015年 3 月 The American College of Trust and Estate Counsel
International Fellow（現任）
2017年 4 月 The International Academy of Estate and Trust Law Academician（現任）
2020年12月 東京ヘリテージ法律事務所開設同所代表（現任）
2021年 6 月 テイ・エス テック株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

● 候補者とした理由および期待される役割の概要

中田朋子氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、裁判官および弁護士として企業法務の実務や一般民事および国内・国際相続案件に携わるなど、法律に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。当社では、同氏の法律に関する識見を当社グループの監査・監督に反映させ、コンプライアンスの向上に資する役割を期待しております。以上のことから、当社監査等委員である取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

● 独立性について

当社は、中田朋子氏、同氏が代表を務める法律事務所および同氏が社外取締役監査等委員を務めているテイ・エス テック株式会社との間に特段の取引関係はありません。また、同氏は、長島・長野・大野・常松法律事務所に所属する弁護士の三親等以内の親族であります。当社と同事務所との間には、法律相談に関する取引がありますが、当年度における同事務所への支払金額は同事務所の総収入の1%にも満たない少額なものであります。

以上の点から、同氏は、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 中田朋子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、栗田優一氏および中田朋子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏との当該契約を引き続き継続することとなります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社の取締役、執行役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員ならびに子会社の役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしておりますが、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。栗田優一氏および中田朋子氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれていますが、各氏が原案どおり監査等委員である取締役に再任された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中に更新することを予定しております。
5. 当社は、栗田優一氏および中田朋子氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しており、各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏との当該契約を引き続き継続することとなります。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定の免責事由を設けるとともに、300万円以上の補償を受ける際には取締役会にて審議を経ることとしております。
6. 所有する当社株式数は、2025年3月31日時点で所有している当社普通株式の数であり、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
7. 当社は、当社の監査等委員である取締役に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(ご参考) 第4号議案、第5号議案および第6号議案の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に係る報酬制度の改定

			取締役 社外取締役および監査等 委員である取締役を除く	社外取締役 監査等委員である 取締役を除く	監査等委員である取締役
金銭報酬	報酬額(株主総会決議枠)	現 行	年額12億円以内	年額1億5千万円以内	年額1億円以内
		今回改定	変更なし	変更なし	変更なし
譲渡制限付株式報酬 (RS)	株主総会決議枠 第5号議案および第6号議案	現 行	年額10億円/40万株以内	年額4,500万円/1.8万株以内	年額3,000万円/1.2万株以内
		今回改定	変更なし	年額7,500万円/3万株以内	年額5,000万円/2万株以内
	譲渡制限解除時期 (中長期インセンティブとしてのRS) 第4号議案	現 行	取締役および 執行役員退任時	取締役退任時	取締役退任時
		今回改定	非居住者のみ3年以上	変更なし	変更なし
	譲渡制限解除時期 (リクルーティング&リテンション プログラムとしてのRS)	現 行	3年以上	付与せず	付与せず
		今回改定	変更なし	変更なし	変更なし
	1名当たり上限 第5号議案および第6号議案	現 行	報酬限度額内で運用	金銭報酬額の30% かつ年額500万円以内	金銭報酬額の30% かつ年額500万円以内
		今回改定	変更なし	総報酬額の1/3以内	総報酬額の1/3以内
業績連動型株式報酬 (PSU)	株主総会決議枠	現 行	年額10億円/40万株以内	付与せず	付与せず
		今回改定	変更なし	変更なし	変更なし

※希薄化率（今回の改定対象とならない既存の役員報酬制度も含めた、1年間当たりの最大値）：

現行 約0.21% ⇒ 本改定後 約0.22%

<改定理由>

第4号議案

海外グローバル企業のRS付与条件に準ずるため

第5号議案および第6号議案

株主との価値共有を図りつつ社外取締役および監査等委員である取締役の報酬水準上昇に対応するため

※事業および体制の拡大、ならびにグローバル化に対応した報酬制度の柔軟性向上にあわせて、株式保有ガイドラインを導入するとともに、フローバックの整備により規律の強化を図ります。

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付することにつきご決議いただき、また、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、RSに関し、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額およびそれらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を、それぞれ「年額10億円以内」および「年40万株以内」に改定すること、ならびに中長期インセンティブとしてのRSに加え、リクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSを上記の金銭報酬債権の総額および普通株式の総数の枠内において対象取締役に交付することにつきご決議いただきました。

今般、当社は、地域による株式報酬の制度上および実務上の違いを受け、対象取締役へのインセンティブをより高めることを目的として、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、割当てを受けた日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間を譲渡制限期間とした従来の中長期インセンティブとしてのRS（その概要は、後記1. および2.（1）に記載のとおり）に関し、日本非居住者に適用される譲渡制限期間等の内容については3年以上の譲渡制限期間を設定した従来のリクルーティング&リテンションプログラムとしてのRS（その概要は、後記1. および2.（3）に記載のとおり）の場合と同様とさせていただきたいと存じます（その概要は、後記2.（2）に記載のとおり）。

上記の改定点を除き、本制度の内容に変更はありません。

本議案に基づく改定後におけるRSの制度概要等は、後記1. から3. に記載のとおりです。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該取締役の員数に変更は生じません。

1. RSの制度概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことにより、RSとして、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は年40万株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、上記のとおり発行または処分をする当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、後記2に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（本議案において以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

2. 本割当契約の内容の概要

(1) 中長期インセンティブとしてのRS（日本居住者向け）

対象取締役のうち本割当契約を締結する日に日本居住者である者に中長期インセンティブとしてのRSを交付する場合に締結する本割当契約の内容は、以下のとおりとします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間（本（1）において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本（1）において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本（1）において以下「譲渡制限」という。）。

② 役務提供期間満了前における正当な理由以外の理由による退任時の取り扱い

対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（本（1）において以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、対象取締役が、任期満了、死亡

その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取り扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

(2) 中長期インセンティブとしてのRS（日本非居住者向け）

対象取締役のうち本割当契約を締結する日に日本非居住者である者に中長期インセンティブとしてのRSを交付する場合に締結する本割当契約の内容は、後記（3）に記載のリクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSを交付する場合に締結する本割当契約の内容と同様とします。

(3) リクルーティング&リテンションプログラムとしてのRS

対象取締役（日本居住者か日本非居住者かを問わない。）にリクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSを交付する場合に締結する本割当契約の内容は、以下のとおりとします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から3年以上の期間で当社の取締役会が定めた期間（本（3）において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本（3）において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本（3）において以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限期間満了前における正当な理由以外の理由による退任または退職時の取り扱い

対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に当社または当社の子会社の取締役、監査役、

執行役員、従業員（嘱託社員を含む。）その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員（嘱託社員を含む。）その他これらに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員（嘱託社員を含む。）その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取り扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度

対象取締役が上記のRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、居住国における法令遵守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記のRSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用することがあります。この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング、対象取締役の死亡時は株式に代えて当該取締役の相続人に金銭を支給すること以外の条件については上記のRSと同様の条件であり、RSおよびRSUをあわせて上記で定める金銭報酬債権の総額および当社の普通株式の総数の枠内で運用します。

第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象社外取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付すること、そのために対象社外取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額4,500万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象社外取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年18,000株以内」とすること、およびRSに関し対象社外取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を「当該対象社外取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ500万円以内」とすることにつきご決議いただきました。

今般、当社は、対象社外取締役が株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるという導入目的をさらに推し進めるため、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、①RSに関し対象社外取締役にに対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額7,500万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象社外取締役にに対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年30,000株以内」に改定し、また、②RSに関し対象社外取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を「当該額と当該対象社外取締役に支給する金銭報酬額の合計額の3分の1以内」に改定したいと存じます。

RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式は、上記のとおり最大で年30,000株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.004%程度にとどまります。なお、第4号議案、第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決されても、それらの議案および2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において決議された、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対するパフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づいて発行または処分がなされる当社の普通株式は最大で年165万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.02%程度にとどまります。

本議案に基づくRSの制度概要等は、後記1. から3. に記載のとおりであり、上記の点を除き、従前からの変更はありません。各対象社外取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとしております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当該社外取締役の員数に変更は生じません。

1. RSの制度概要

対象社外取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から対象社外取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことにより、RSとして、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、上記のとおり発行または処分をする当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象社外取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給にあたっては、当社と対象社外取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（本議案において以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

2. 本割当契約の内容の概要

① 譲渡制限期間

対象社外取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役の地位から退任した直後の時点までの間（本議案において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本議案において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本議案において以下「譲渡制限」という。）。

② 役務提供期間満了前における正当な理由以外の理由による退任時の取り扱い

対象社外取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（本議案において以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役の地位から退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象社外取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、対象社外取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本

割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取り扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度

対象社外取締役が上記のRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、居住国における法令遵守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記のRSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用することがあります。この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング、対象社外取締役の死亡時は株式に代えて当該社外取締役の相続人に金銭を支給すること以外の条件については上記のRSと同様の条件であり、RSおよびRSUをあわせて上記で定める金銭報酬債権の総額および当社の普通株式の総数の枠内で運用します。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式報酬（本議案において以下「RS」という。）を交付すること、そのために監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額3,000万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより監査等委員である取締役に対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年12,000株以内」とすること、およびRSに関し監査等委員である取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を「当該監査等委員である取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ500万円以内」とすることにつきご決議いただきました。

今般、当社は、監査等委員である取締役が株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるという導入目的をさらに推し進めるため、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、①RSに関し監査等委員である取締役にに対して支給する金銭報酬債権の総額を「年額5,000万円以内」、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより監査等委員である取締役にに対して発行または処分をする当社の普通株式の総数を「年20,000株以内」に改定し、また、②RSに関し監査等委員である取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額を「当該額と当該監査等委員である取締役に支給する金銭報酬額の合計額の3分の1以内」に改定したいと存じます。

RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式は、上記のとおり最大で年20,000株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.003%程度にとどまります。なお、第4号議案、第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決されても、それらの議案および2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において決議された、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対するパフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づいて発行または処分がなされる当社の普通株式は最大で年165万株であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年当たり最大0.22%程度にとどまります。

本議案に基づくRSの制度概要等は、後記1. から3. に記載のとおりであり、上記の点を除き、従前からの変更はありません。各監査等委員である取締役への具体的な支給時期および配分については、監査等委員会において決定することとしております。

なお、本議案につきましては、全監査等委員により検討がなされ、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、株主総会で陳述すべき特段の意見はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は3名であり、第3号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数に変更は生じません。

1. RSの制度概要

監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社から監査等委員である取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことにより、RSとして、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分がなされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他RSとして発行または処分がなされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

なお、上記のとおり発行または処分をする当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給にあたっては、当社と監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（本議案において以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

2. 本割当契約の内容の概要

① 譲渡制限期間

監査等委員である取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から、当社の取締役の地位から退任した直後の時点までの間（本議案において以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（本議案において以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（当該制限を本議案において以下「譲渡制限」という。）。

② 役務提供期間満了前における正当な理由以外の理由による退任時の取り扱い

監査等委員である取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（本議案において以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役の地位から退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、監査等委員である取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、監査等委員である取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社

は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がなお解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 組織再編成等における取り扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編成等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編成等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編成等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編成等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、監査等委員会の同意を得た上で、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度

監査等委員である取締役が上記のRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、居住国における法令遵守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、上記のRSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」という。）制度（一定期間経過後において当社株式を交付する制度）を適用することがあります。この場合であっても、当社の普通株式の発行または処分のタイミング、対象となる監査等委員である取締役の死亡時は株式に代えて当該取締役の相続人に金銭を支給すること以外の条件については上記のRSと同様の条件であり、RSおよびRSUをあわせて上記で定める金銭報酬債権の総額および当社の普通株式の総数の枠内で運用します。

以 上

(ご参考)

取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続（改定後）

1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬については、当社の経営理念およびビジョンのもと、企業価値向上に資する制度とすることを目指し、その基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ① 当社のグローバルな事業展開を支える国際人材を惹きつける報酬ミックスと報酬レベル
グローバルレベルで複雑かつ高度に進化している半導体産業において成長を続けるため、世界各地の有能な人材を登用し、グローバル企業にふさわしい処遇を行います。
- ② 業績連動を前提としたメリハリのある賞与
業績変動を前提に、業績好調時には役員の貢献に報い、業績下降局面においては当社の負担軽減を図ります。
- ③ 株主との価値共有および中長期視点での経営推進を促す株式報酬
中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する譲渡制限付株式報酬と企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す業績連動型株式報酬を組み合わせます。

2. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬の体系・時期・条件および決定方針

- ① 執行役員を兼務する取締役については、後記5に定める執行役員報酬とは別に取締役としての職務・職責に応じた適切な水準の基本報酬（金銭報酬）を毎月支給します。
- ② 執行役員を兼務しない取締役の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、以下のとおり設定します。
 - (a) 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
 - (b) 比率：基本報酬：株式報酬＝1：1（基準額における目安）
 - (c) 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、取締役としての職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給
 - (d) 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
 - ・RSは、(b)に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
 - ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除
- ③ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

3. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の体系・時期・条件および決定方針

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、その役割や独立性を考慮し、以下のとおり設定します。

- ① 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
- ② 比率：株式報酬は総報酬の3分の1以内

- ③ 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、取締役としての職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給
 - ④ 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
 - ・RSは、②に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
 - ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除
 - ⑤ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。
4. 監査等委員である取締役の報酬の体系・時期・条件および決定方針
- 監査等委員である取締役の報酬は、上記 1. に定める基本方針に従い、その役割や独立性を考慮し、以下のとおり設定します。
- ① 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
 - ② 比率：株式報酬は総報酬の3分の1以内
 - ③ 基本報酬
 - ・毎月支給。個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定
 - ④ 株式報酬
 - ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
 - ・RSは、②に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
 - ・個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定
 - ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除
 - ⑤ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。
5. 執行役員の報酬の体系・時期・条件および決定方針
- 執行役員の報酬は、上記 1. に定める基本方針に従い、以下のとおり設定します。
- ① 構成：基本報酬（金銭報酬）、業績連動賞与（金銭報酬）、株式報酬
 - ② 比率：基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝
 - 1：1：4（経営執行役員(Group CEO)）
 - 1：1：2（経営執行役員(Group COO)）
 - 1：1：1～1.5（経営執行役員）
 - 1：1：1（執行役員）
 - ※いずれも基準額における目安
 - ③ 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給
 - ④ 業績連動賞与
 - ・短期インセンティブとして単年度の成果に対する金銭報酬とし、当社グループの当該事業年度の業績確定後に年1回支給
 - a. 支給額は当期利益を指標として決定

- b. 単年度事業計画および中期経営計画の当期利益目標を参照して目標値を定め、目標値を達成した場合に基準額を支給し、目標値の達成率に応じて次のとおり支給額を変動させる

- ・達成率50%以下：基準額の0%
- ・達成率150%以上：基準額の200%
- ・達成率50%～150%：基準額の0～200%の間で変動

⑤ 株式報酬

- ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有するとともに企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す趣旨で、譲渡制限付株式（RS）および業績連動型株式（PSU）を付与。RSとPSUの比率は、経営執行役員（Group CEO）においては1：3、その他の執行役員においては1：1を目安とする。

- a. RSは、前記②および⑤に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付する。原則として、国内居住者については、役員退任時に譲渡制限を解除し、国内非居住者については3～5年の譲渡制限期間を設定する。

- b. PSUは、前記②および⑤に記載したとおりになるよう定めた価値の株式となるポイントを基準値とし、3年間の中期経営計画の初年度に3年分を一括して付与し、中期経営計画の期間満了後に中期経営目標達成度に応じて基準値の60～140%で変動させたポイントに応じた株式を交付する。中期経営目標達成度評価の指標は次のとおりとし両方の合算値で変動率を決定する。

- ・主指標：中期経営計画における1株当たり当期利益（EPS）
→基準値の70～130%で変動
- ・副指標：相対的株主総利回り(r-TSR)およびサステナビリティ
→それぞれ基準値の-5～5%で変動

※ただし、新しい中期経営計画に対応して、指標および変動幅の見直しを行うことがある。なお、中期経営計画の2年度目、3年度目に就任または退任する役員については標準の業績として期間により按分した上で支給する。

- ⑥ 各地域・業界の人材市場の状況に応じて、経営者や特殊技能者等を確保する目的で追加的に報酬を支給することがあります。原則として地域間の水準調整は基本報酬（金銭報酬）および株式報酬で行い、特定人材層確保は株式報酬で行います。株式報酬はRSまたはPSUを用いますが、本項に基づくRSの譲渡制限は、3～5年の期間で設定することとします。
- ⑦ 国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記とは異なる取り扱いを設けることがあります。
- ⑧ 中期経営計画の目標達成を困難にすると明らかに判断されるような経済状況や事業環境の変化があった場合、取締役会の決議に基づき制度や運用の見直しを行うことがあります。
- ⑨ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

6. 報酬決定の手続・方法

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。
- ② ただし、業績連動賞与については次のとおりとします。
 - a. Group CEOを除く執行役員の業績連動賞与は、前記5④に基づき算出し決定された総額のうち30%（最大）をGroup CEOが行う個人別評価に基づき再配分し、指名報酬委員会で承認の上、その結果を取締役に報告します。
 - b. Group CEOの業績連動賞与は、業績指標の結果で算出された額を原則としますが、取締役会が必要と判断した場合、理由を明示して増減する場合があります。

7. 報酬の返還等

当社は、関係法令、社内規程違反または連結財務諸表について過誤による重要な過年度遡及修正の発覚等一定の事由が生じた場合に、取締役会の決議により報酬につき将来分の減額または過去分の返還をさせることがあります。

8. 株式保有ガイドライン

当社は、執行役員に対し、次のとおり当社株式を保有（RS/RSUを含む）することを推奨します。なお、中期経営計画開始時の基本報酬額および株価に基づき金額基準ならびに株式数基準を設定し、そのいずれかを満たすこととし、達成までの猶予期間は5年とします。

- ・ Group CEO：基本報酬の4年分
- ・ Group CEO以外の執行役員：基本報酬の2年分

(付則)

本改定は、2025年6月開催予定の定時株主総会において、取締役の報酬に関する議案が全て承認可決されることを停止条件とします。

（ご参考） 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

当社は、取締役や経営執行役員の人選にあたっては、当社の経営理念、経営戦略・事業戦略とともに、企業経営を巡り注目される諸問題およびステークホルダーとのコミュニケーションを考慮する必要があると認識しています。当社の事業は、社会の発展を支える半導体の製造に不可欠であり、また、社会・産業の設備・システムの安定稼働を支える重要な機能を担っており、周辺領域を含め大きな成長機会があります。このような当社の事業を中長期的に成長させ、企業価値の向上を実現する上で重要度が高い領域として9つの経営活動領域を特定しています（“企業経営・経営戦略（Management & Corporate Strategy）” “半導体関連産業（Semiconductor）” “テクノロジー（Technology）” “営業・マーケティング（Sales & Marketing）” “財務・会計（Finance & Accounting）” “法務・コンプライアンス（Legal & Compliance）” “人財マネジメント（Human Capital Management）” “グローバルビジネス（Global Business）” “デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）”）。取締役会および指名報酬委員会において、これら9つの領域において業務執行または監督の責務を果たすために必要な「知見・経験」を議論し、経営執行役員や取締役に求められるスキルセットを設定しております。

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役のスキルは次頁のとおりとなります。なお、当社が求めるスキルは環境変化に応じて常時更新してまいります。

【スキルの詳細】

経営活動領域	スキル項目	期待する経験・知見・能力
① Management & Corporate Strategy	企業経営	企業経営の経験（会長、社長、代表取締役等）
	経営戦略	経営戦略責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
	事業投資・M&A	事業投資・M&Aの経験・知見
② Semiconductor	半導体関連産業	半導体関連産業での勤務経験、半導体業界に関する知見
③ Technology	産業・技術（地球環境・エネルギー含）	電機・電子関連産業、ICT技術に関する知見
	研究・開発	研究・開発部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
	SCM ^{*3} ・生産・品質保証	SCM ^{*3} ・製造・生産技術・品質保証部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
④ Sales & Marketing	営業・マーケティング	営業・マーケティング部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
⑤ Finance & Accounting	財務・会計・監査	財務・会計・監査部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見／公認会計士・監査業務経験・知見
	資本市場との対話	IR/SRなど、投資家、株主との対話部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見
⑥ Legal & Compliance	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見／法曹としての経験・知見
⑦ Human Capital Management	人財マネジメント	人事部門責任者 ^{*1,2} 、人財採用・育成、タレントマネジメントなどの経験・知見
⑧ Global Business	グローバルビジネス	グローバル組織での勤務経験、母国以外での勤務経験、グローバルビジネスに関する知見
⑨ Digital Transformation	IT・DX	IT部門責任者 ^{*1,2} としての経験・知見、DX推進責任者 ^{*1,2} としての経験・知見

*1 大規模または複雑な事業やオペレーションを行う企業の責任者

*2 当該分野の専門サービス会社等の幹部

*3 サプライチェーンマネジメント

● スキルマトリックス表

スキルマトリックス表				当社の経営執行や指導・監督を行う上で重要な基本的経営活動領域												当面の経営課題として特に重要な活動領域	
				① Management & Corporate Strategy			② Semiconductor	③ Technology			④ Sales & Marketing	⑤ Finance & Accounting		⑥ Legal & Compliance	⑦ Human Capital Management	⑧ Global Business	⑨ Digital Transformation
				属性		経営		事業投資・M&A	R&D・半導体業界・産業・技術		SCM・生産・品質保証	営業・マーケティング	財務・会計・資本市場との対話		法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	人財マネジメント	グローバルビジネス
国籍	監査等委員	独立役員	企業経営	経営戦略	半導体関連産業	産業・技術 (地球環境・エネルギー含)	研究・開発		財務・会計・監査	資本市場との対話							
社内取締役	ダグラス ラフィーバ	男性	米国			○	○	○	○	○		○		○		○	
	津久井 幸一	男性	日本			○	○		○	○		○		○		○	
	吉田 芳明	男性	日本			○	○	○	○			○		○		○	
	栗田 優一	男性	日本	○			○	○	○			○		○		○	
社外取締役	占部 利充	男性	日本		○	○	○	○							○	○	○
	ニコラス ベネシュ	男性	米国		○		○	○						○		○	
	西田 直人	男性	日本					○	○	○	○					○	
	住田 清芽	女性	日本	○	○							○		○		○	
	中田 朋子	女性	日本	○	○									○		○	

※2025年6月27日付の経営執行役員(取締役兼務者を除く)のスキルは次のとおりとなります。

経営執行役員	キース ハードウィック	男性	米国				○	○					○			○	○	
	三橋 靖夫	男性	日本				○	○				○		○			○	
	ユルゲン ゼラー	男性	ドイツ					○		○							○	
	中原 真人	男性	日本					○			○	○					○	
	サンジーヴ モーハン	男性	米国					○				○					○	
	リハルト ユンガー	男性	ドイツ					○			○						○	○
	徐 勇	男性	中国					○				○					○	
	足立 敏明	男性	日本					○		○							○	○
	高田 寿子	女性	日本				○	○		○			○	○			○	

（ご参考） 独立社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近において、以下の要件のすべてに該当しないことを必要とします。

1. 主要な取引先

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

2. 専門家

- (1) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）

3. 近親者

- (1) 上記1. または2. の近親者
- (2) 当社の子会社の業務執行者、取締役の近親者
- (3) 最近において当社または当社の子会社の業務執行者、取締役だった者の近親者
 - （注1）「最近において」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいいます
 - （注2）「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による売上高等が当社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手をいいます
 - （注3）「業務執行者」とは、会社法施行規則に規定する業務執行者をいいます
 - （注4）「近親者」とは、二親等内の親族をいいます

（ご参考） 当社グループが保有する株式について (2025年3月31日現在)

純投資目的以外で当社グループが保有する株式の銘柄数および金額

保有会社	上場区分	会社	金額（百万円）	保有意図
当社	上場	株式会社日本マイクロニクス	522	パートナーシップの構築のため
	非上場	6 社	162	主に取引支援のため
			684	
当社子会社	上場	Technoprobe S.p.A.	15,247	パートナーシップの構築のため
		PDF Solutions, Inc.	9,449	事業共同開発のため
		2 社	1,480	主にパートナーシップの構築のため
	非上場	2 社	365	主に取引支援のため
当社子会社			26,541	

（注）当社が持つ政策保有株式の金額は日本基準の評価に基づいた簿価での表記となります。当社子会社が持つ政策保有株式の金額は国際会計基準の評価に基づいた時価での表記となります。上記の株式については、定期的に投資効果評価をしており、取締役会にて報告しています。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果〈全般の状況〉

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクに伴う不確実性が継続したものの、欧米諸国を中心とした金融政策の緩和にも支えられ、全体として底堅く推移しました。

このような世界経済情勢のもと、半導体市場は、前年度の調整局面から一転して回復傾向となりました。自動車や産業機器関連などの半導体は依然として軟調に推移したものの、データセンタ向けのHPCデバイスや高性能DRAMなど、AIの普及に関連する半導体需要が市場の伸びを牽引しました。

当社グループの半導体試験装置ビジネスにおいては、AI関連の高性能半導体向け需要が大幅に拡大しました。当社グループは、顧客の要求納期に最大限応えるべく、タイムリーな部材調達および製品供給能力の確保に努め、コア部品に対する既存サプライヤーとの長期契約やサプライチェーン複線化などの施策を通じた取り組みが奏功しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は7,797億円（前年度比60.3%増）、営業利益は2,282億円（同2.8倍）、税引前利益は2,248億円（同2.9倍）、当期利益は1,612億円（同2.6倍）となりました。

高収益製品の販売比率上昇、円安による増収・増益効果などにより、いずれも連結会計年度における過去最高額を更新しました。なお、第4四半期にのれんおよび無形資産の一部減損損失（約214億円）を計上しております。当連結会計年度の平均為替レートは米ドルが153円（前年度143円）、ユーロが164円（同155円）、海外売上比率は98.0%（同95.9%）でした。



V93000テスト・システム EXA Scale

〈部門別の状況〉

（半導体・部品テストシステム事業部門）

当部門では、自動車や産業機器関連などの成熟半導体向け試験装置需要は軟調である一方で、半導体の複雑性の増加、HPCデバイスなどの性能向上を背景に、高性能SoC半導体用試験装置の売上が大幅に増加しました。メモリ半導体用試験装置については、HBMをはじめとする高性能DRAMに向けた旺盛な試験装置需要を背景に売上が大幅に伸長しました。当社グループの部材調達および製品供給能力の強化もこれらの売上増加を支えました。

以上により、当部門の売上高は5,981億円（前年度比80.4%増）、セグメント利益は2,440億円（同2.7倍）となりました。



T5833 メモリ・テスト・システム

（メカトロニクス関連事業部門）

当部門では、旺盛な半導体試験装置需要を背景に、関連するデバイス・インタフェースの売上が伸長しました。

以上により、当部門の売上高は732億円（前年度比38.9%増）、セグメント利益は168億円（同83.0%増）となりました。

（サービス他部門）

当部門では、当社グループ製品の設置台数の増加に伴いサポート・サービスの売上が伸長しました。しかしながら、テストソケットに関連する Essai, Inc.のビジネスにおいて、大口顧客向けの売上が低調に推移していることに加え、新規顧客への拡販が想定より遅延していることを踏まえ、のれんおよび無形資産の減損損失約214億円を計上しました。これらの結果、当セグメントは前年度を上回る損失となりました。なお、前年度のセグメント損失には、取引先との係争に関する受取和解金等による利益約32億円およびのれんの一部減損損失約90億円を含んでいます。

以上により、当部門の売上高は1,084億円（前年度比6.0%増）、セグメント損失は109億円（同81億円悪化）となりました。

■部門別売上状況（連結）

国際会計基準						
年度	2023年度 第82期		2024年度 第83期		前期比	
部門	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	伸び率（％）
半導体・部品テストシステム事業	331,542	68.2	598,128	76.7	266,586	80.4
メカトロニクス関連事業	52,695	10.8	73,180	9.4	20,485	38.9
サ　ー　ビ　ス　他	102,270	21.0	108,399	13.9	6,129	6.0
合　　　計	486,507	100.0	779,707	100.0	293,200	60.3
う　　ち　　海　　外	466,784	95.9	763,858	98.0	297,074	63.6

② 設備投資の状況

米国での製造拠点の拡張投資に加え、新製品の開発および生産設備を中心に、総額210億円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に重要な資金調達はありませんでした。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2025年1月に当社子会社を通じて、Technoprobe S.p.A.の普通株式およびFormFactor, Inc.の普通株式を取得しました。また、2025年3月に当社は、株式会社日本マイクロニクスの普通株式を取得しました。いずれも主要プローブカード・メーカーとのパートナーシップ構築を目的としており、少数持分となる範囲での株式取得です。

(2) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況（連結）

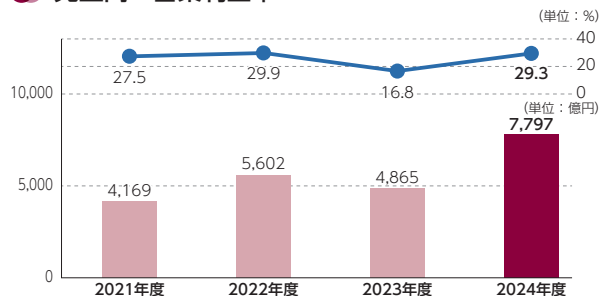
国際会計基準					
区分	年度	2021年度 第80期	2022年度 第81期	2023年度 第82期	2024年度 第83期
売上高	(百万円)	416,901	560,191	486,507	779,707
営業利益率	(%)	27.5	29.9	16.8	29.3
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	87,301	130,400	62,290	161,177
投下資本利益率（ROIC）	(%)	28.4	34.6	13.5	31.5
基本的1株当たり当期利益(EPS)	(円)	112.39	174.35	84.45	218.67
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	294,621	368,694	431,178	506,539
資産合計	(百万円)	494,696	600,224	671,229	854,210

(注) 1. 区分の各項目の名称については、国際会計基準による用語に基づいて表示しております。

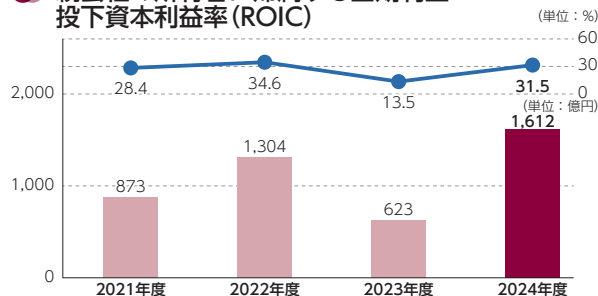
2. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。「基本的1株当たり当期利益（EPS）」は、2021年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 投下資本利益率：NOPAT÷投下資本（期首・期末平均）。NOPAT：営業利益×（1-税負担率 25%）。投下資本：借入金+社債+資本合計（リース負債含まず）

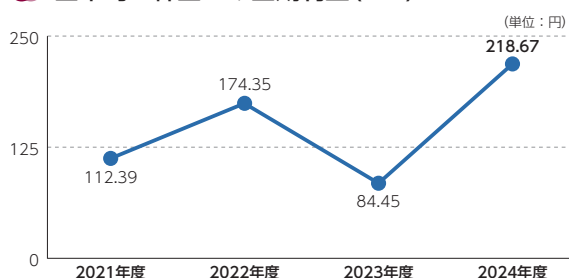
売上高・営業利益率



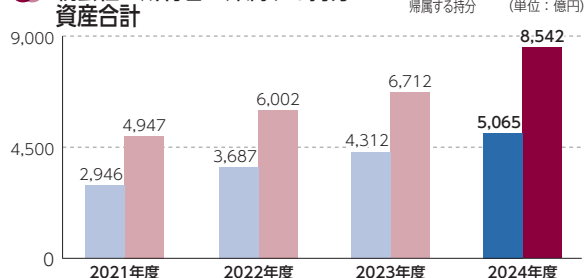
親会社の所有者に帰属する当期利益・投下資本利益率(ROIC)



基本的1株当たり当期利益(EPS)



親会社の所有者に帰属する持分・資産合計



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Advantest America, Inc.	4,059 千米ドル	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Test Solutions, Inc.	2,500 千米ドル	100%	当社製品の設計・販売
Essai, Inc.	500 千米ドル	100%	当社製品の設計・製造・販売
Advantest Europe GmbH	10,793 千ユーロ	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Taiwan Inc.	500,000 千ニュータイワンドル	100%	当社製品の販売
Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	15,300 千シンガポールドル	100%	当社製品の販売
Advantest Korea Co., Ltd.	9,516 百万ウォン	100%	当社製品の製造・販売支援
Advantest (China) Co., Ltd.	8,000 千米ドル	100%	当社製品の販売支援

(注) 議決権比率には間接所有部分を含めております。

(4) 対処すべき課題

1. 中長期経営方針「グランドデザイン」

当社グループは、経営理念である「先端技術を先端で支える」を体現する会社であり続けるため、長期的にどうありたいか、そしてそのために何をなすべきかなどの当社グループの進むべき方向性を、2018年より中長期経営方針「グランドデザイン」として定めています。

2018年版の「グランドデザイン」のもとでは、第1期と第2期の二つの中期経営計画を推進し、当初の構想を超えた規模とスピードで当社グループの市場シェア向上、業容拡大、収益性改善を実現しました。

そして2024年、当社グループをさらに発展させるため、また当社グループが顧客や社会にとって価値ある存在であり続けるため、「グランドデザイン」をそれまでの経営・事業体制の変化や当時最新の長期事業環境見通しを踏まえた内容へ改定しました。

当社グループは今後、この改定版「グランドデザイン」に則り、ステークホルダーへの提供価値の拡大とそれを支える経営基盤の強化に努めてまいります。

<ビジョン・ステートメント>

「半導体バリューチェーンで最も信頼され、最も価値あるテスト・ソリューション・カンパニーへ」
(Be the most trusted and valued test solution company in the semiconductor value chain)

当社グループは、提供価値の拡大を通じ、すべてのステークホルダーから半導体バリューチェーンで最も信頼され、最も価値あるテスト・ソリューション・カンパニーとなることを目指します。

<長期事業環境認識と対処すべき課題>

マクロ的な事業環境における将来の不確実性は、今後も高い状態が継続すると予想されます。気候変動、地政学的リスク、人口動態の変化など、世界を取り巻く問題はより深刻化しており、社会課題の複雑化が飛躍的に進んでいます。

一方で、AIに代表される、これら社会課題を解決するためのイノベーションが多様な産業でダイナミックに進行しています。それに呼応し、社会的イノベーションの基盤となる半導体に対しては、さらなる性能改善と経済合理性確保に向けた企業間・地域間連携の拡大や、域内供給体制の強化などが今後見込まれます。これらに沿い、半導体バリューチェーンは、その複雑さをさらに増しつつ、中長期的な発展を遂げていくと想定しています。

さらに半導体テストの技術的な潮流について展望すると、さらなる微細化、新アーキテクチャーの採用、先端パッケージの採用など、半導体の高性能化とエネルギー効率向上を実現するための技術進化が、半導体テストの複雑性を今後も持続的に引き上げていく見通しです。とりわけ、今後の半導体市場の最大の成長牽引役と予想されるAIやHPC（ハイ・パフォーマンス・コンピューティン

グ) 関連の半導体において、テストの複雑性は一層顕著となると目しています。

このように複雑性の進行が業界のキートrendとなる中、半導体テスト関連市場は、顧客のテスト能力増強投資を通じ、中長期的な市場成長を遂げると予想しています。また今後のテスト・ソリューションにおいては、半導体の品質保証プロセスにおける効率性向上をもたらす、より高度な自動化が望まれる方向と分析しています。こうした潮流下、当社グループは、より性能に優れる製品の開発・販売に加え、それら製品群を発展・統合した新たなソリューションやサービスの提供がさらなる成長機会となると見込んでおり、その機会の具体化を今後の中長期成長施策の基軸とする方針です。また業界全体が複雑化する中にあることは、当社グループ自身においても効率が重要であり、経営および事業全般にわたってさまざまな効率性の向上に取り組めます。

＜経営における長期的目標＞

半導体は、サステナブルな社会の実現や多様な産業の発展に向けて今後も不可欠な存在とされています。そして現在の当社グループにおけるほぼすべての事業は、より性能に優れた半導体の実現と普及に深く結びつくものとなっています。このことから当社グループが経営理念に基づき、先端の技術開発を通じてより良い半導体の開発と普及に寄与していくことは、自社の持続的な成長のみならず、さらなる「安全・安心・心地よい」社会実現に向けても直接的に貢献する行為であり続けると考えます。

この考えに基づき、今後当社グループは、先述のテストの複雑化への対応などを含めた顧客課題の解決を軸としながらサステナブルな社会実現につながる取り組みを推進し、それを通じて各ステークホルダーに対して提供する経済的・社会的価値を多面的かつバランスよく拡大することを、経営における長期的な目標とします。

2. 第3期中期経営計画（MTP3、2024～2026年度）の概要

半導体テスト関連市場は、短期的なダウンサイクルを織り込みつつも、中長期的に成長を続ける
と見込んでいます。また半導体市場の拡大に加え、半導体の複雑性への対応が業界における構造課
題となる中で、当社グループの事業機会は中長期的に拡大するものと考えています。

そうした環境下、当社グループは、改定版「グランドデザイン」に則り策定した第3期中期経営
計画を推進することで、中長期的なステークホルダーへの提供価値拡大に取り組みます。

<戦略>

1. Outpace the growth in our core market（コア市場の成長率を上回る成長実現）

当社グループの今後のコア市場においては、半導体の生産量増加、半導体の高性能化、そし
て半導体の複雑性進行への対応が重要な成長機会となると想定しています。これに対しては、
個々のテスト・ソリューションの性能向上に加え、顧客に“Automation of Test”、すなわち半
導体テストの効率性向上をもたらす新たな価値を、当社グループが擁する多様な製品・ソリュ
ーション群の有機的な結合や社外パートナーとの連携などを通じて創造します。これらによ
り、市場成長率を上回る事業成長を引き続き実現することを目指します。

2. Expand adjacently / new businesses（近縁市場・新規事業領域への展開）

半導体の高性能化や複雑性が進行する中では、より広く、統合されたテスト・ソリューショ
ンが望まれます。当社グループはこれまでもシステムレベルテストやテスト周辺機器への事業
展開を進めてきましたが、今後もこのアプローチを継続することで顧客への提供価値をさらに
拡大します。具体的には、当社製品のインストールベースを活用したフィールド・サービスや
Advantest Cloud SolutionsTMの販促に取り組むほか、Applied Research & Venture Team
による事業機会創生にも挑戦します。

3. Drive operational excellence（オペレーショナル・エクセレンスへの取り組みを推進）

当社グループは、技術、ノウハウ、リソースの活用を部門横断的に進めることで、半導体業
界におけるテスト課題を解決していきます。また、当社グループのステークホルダーすべてに
とって価値がある企業となるためには、製品や技術面の優秀さだけではなく、あらゆるオペ
レーションの効率性と効果性を高めていく必要があると認識しています。それに向け、DXを通じ
た社内オペレーションの迅速化と省人化、強靱なサプライチェーンの構築、有能人材の登用や
社員教育の拡充などによる人的資本強化、AIやデータ・アナリティクスを活用した社内生産性
向上などに取り組みます。

4. Enhance sustainability（サステナビリティの取り組み強化）

気候変動や人権問題をはじめとするサステナビリティ課題に対する能動的かつ積極的なアク

ション、法令遵守や企業倫理の徹底を含めた責任ある事業活動の遂行、リスクマネジメントの強化やコーポレートガバナンスの高度化などを通じて企業価値向上基盤をさらに強化するとともに、各ステークホルダーからより厚い信頼を得られるよう努めます。またサステナビリティに関する取り組みの推進にあたっては、その根源となるものは企業内の共通カルチャーや価値観であることから、これらの醸成と浸透にも努めます。

<経営指標>

MTP3では、上記の4つの戦略を通じて収益拡大、収益性改善、資本効率向上を図ることで、企業価値の向上に取り組みます。これに沿い、MTP3において重視する経営指標を売上高、営業利益率、当期利益、投下資本利益率（ROIC）、基本的1株当たり当期利益（EPS）とし、これらの向上に努めます。なお各指標の進捗を中長期視点で評価するため、経営指標には市場変動の影響を平準化できる3か年平均の値を用います。MTP3の初年度にあたる2024年度は、すべての経営指標において目標値を超過しました。

	MTP3（2024～2026年度） 3か年平均目標*1	2024年度実績 *2
売上高	5,600～7,000億円	7,797億円
営業利益率	22～28%	29.3%
当期利益	930～1,470億円	1,612億円
投下資本利益率 *3（ROIC）	18～28%	31.5%
基本的1株当たり当期利益（EPS）	127～202円	218.67円

*1 MTP3財務目標値の前提とした為替レートは1米ドル=140円、1ユーロ=155円

*2 2024年度の為替レート実績は1米ドル=153円、1ユーロ=164円

*3 投下資本利益率：NOPAT÷投下資本（期首・期末平均）。NOPAT：営業利益×（1-税負担率 25%）。投下資本：借入金+社債+資本合計（リース負債含まず）

<コスト・利益構造>

優れたテスト・ソリューションの開発と販売促進、サプライチェーンマネジメントや製造オペレーションの最適化などを通じ、売上総利益率の改善に取り組みます。また研究開発投資や人的資本強化投資など、持続的な価値創造の源泉となる費用については積極的に投下する一方、DX化などの経営効率や業務生産性を高める施策を展開することで収益構造の継続的な改善に努めます。他方で、世界経済や当社の市場環境における将来の不確実性は高い状態にあります。環境変化に即した機動的な財務マネジメントを遂行していくことで、上記経営目標の達成に努めます。

<資本政策、株主還元>

資本政策として、研究開発、設備増強、M&A等の成長に向けた事業投資を優先します。半導体市場の長期的拡大と半導体のさらなる高性能化に即して当社グループの将来キャッシュ創出力が拡

大するよう、MTP 3 期間中に予想される累計6,000億円以上の営業キャッシュ・フロー（研究開発費控除前）を、中核事業におけるオーガニック成長投資ないしノン・オーガニック成長投資、および近縁市場への事業展開の加速に振り向けます。また、資本効率と資本コストに配慮したバランスシート管理の見地から負債（デット）も柔軟に活用してまいります。さらに経営基盤の強化および持続的企業価値創造のために財務健全性を維持した上で適正な資本構成を図る方針であります。

2024年4月から開始したMTP 3の3年間における株主還元方針は、安定した事業環境を前提として、配当については1株当たり通期30円を最低限とする方針のもと、安定的・継続的な配当実施に努めてまいります。総還元性向^(※)に関しては、MTP 3期間の3年間合計で50%以上を目標といたします。また手元現金水準については、平時における目安を1,000～1,200億円と見積っています。成長投資や運転資本への資金需要を超えて余裕資金が生じる場合は、配当や自己株式取得を通じて株主の皆さまに還元します。

(※) 総還元性向：（配当額＋自己株式取得額）÷連結当期利益

3. 今後の見通し

今後の当社グループを取り巻く事業環境を展望しますと、暦年2025年の半導体市場は、前年に引き続きAI関連向け半導体需要が牽引するものと見えています。半導体試験装置市場においても、自動車や産業機器向けなどのAI関連用途以外の需要回復にはなお時間を要するものの、半導体の複雑化および生産拡大を背景に、AI関連向け試験装置需要は引き続き高水準に推移するものと見込んでいます。AIに関連した半導体に参入する企業の増加も、この需要に寄与するものと考えます。

一方で世界経済を俯瞰しますと、継続する地政学リスク、急激な為替変動リスクなど、当社グループを取り巻く事業環境は先行きの不透明感が強まっています。

これらの見通しを踏まえ、2025年度の通期連結業績予想については売上高7,550億円、営業利益2,420億円、税引前利益2,400億円、当期利益1,790億円を予想しています。予想の前提とした為替レートは、米ドルが140円、ユーロが155円です。

なお現時点では、関税措置による当社グループ事業および業績への直接的な影響は軽微であると認識しています。しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境は不確実性を増しており、依然として予断を許さない状況にあると捉えております。

当社グループは、外部環境の変化に絶えず注意を払い、機敏かつ柔軟に対応するとともに、引き続きMTP 3で掲げた施策を推し進めることで中長期的なステークホルダーへの提供価値拡大に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、半導体・部品テストシステム製品群とテスト・ハンドラやデバイス・インタフェース等のメカトロニクス関連製品群の製造・販売を主な事業内容とし、その他にこれらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を展開しております。

■主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

① 国内

区分	名称	所在地
本社および営業・サービス拠点	本社	東京都千代田区
研究開発拠点	群馬R&Dセンタ	群馬県邑楽郡明和町
	埼玉R&Dセンタ	埼玉県加須市
工場	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町

② 海外

区分	名称	所在地
営業・研究開発・サービス拠点・工場	Advantest America, Inc.	米国
	Essai, Inc.	米国
	Advantest Europe GmbH	ドイツ
	Advantest Taiwan Inc.	台湾
	Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Advantest Korea Co., Ltd.	韓国
	Advantest (China) Co., Ltd.	中国

■従業員の状況 (2025年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
半導体・部品テストシステム事業部門	3,613 (312)	110 (2)
メカトロニクス関連事業部門	723 (90)	41 (11)
サービス他部門	2,423 (143)	70 (△4)
全社 (共通)	242 (53)	14 (6)
合計	7,001 (598)	235 (15)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。) であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している人員であります。

■主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	60,000百万円
株式会社みずほ銀行	14,952百万円

■その他企業集団の現況に関する重要な事項

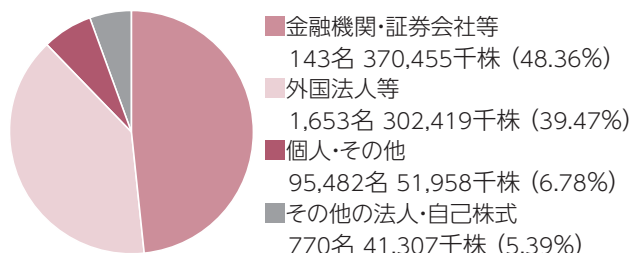
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,760,000,000株
- ② 発行済株式の総数 766,141,256株
(注) 発行済株式の総数には自己株式 (32,422,231株) を含んでおります。
- ③ 株主数 98,048名

(ご参考) 所有者別株式数分布状況



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	227,336	30.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	98,145	13.37
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	19,029	2.59
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	16,722	2.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	16,459	2.24
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	16,244	2.21
JP MORGAN CHASE BANK 385781	10,597	1.44
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	9,411	1.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	7,870	1.07
MOXLEY & CO LLC	6,678	0.91

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。
2. 持株比率は、自己株式 (32,422,231株) を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役および監査等委員除く)	137,305	3
社外取締役 (監査等委員除く)	1,731	3
取締役 (監査等委員)	1,923	3

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、2. (2) 「会社役員の状況」②に記載された＜取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続＞2. ②(d)、3. ④、4. ④および5. ⑤に記載のとおりです。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- ・当社は、2024年10月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり自己株式を取得しました。

取得対象株式の種類	： 当社普通株式
取得した株式の株数	： 5,711,000株
取得総額	49,999,998,563円（売買手数料は含まれておりません）
取得期間	： 2024年11月1日～2025年1月28日（約定ベース）
取得理由	： 株主還元および資本効率を向上させるため。

- ・当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得について決議しました。

取得対象株式の種類	： 当社普通株式
取得し得る株式の総数	： 1,900万株（上限） （2025年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：2.6%）
株式の取得総額の総額	700億円（上限）
取得期間	： 2025年5月7日～2025年9月22日（約定ベース）
取得理由	： 株主還元および資本効率を向上させるため。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	Douglas Lefever*	経営戦略、事業推進、技術管掌
代表取締役	津久井 幸一*	管理、サプライチェーン、業務革新管掌
取締役会長	吉田 芳明	
取締役	占部 利充	日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役
取締役	Nicholas Benes	公益社団法人会社役員育成機構代表理事
取締役	西田 直人	株式会社東芝特別嘱託
取締役 常勤監査等委員	栗田 優一	
取締役 監査等委員	住田 清芽	古河電気工業株式会社社外監査役 株式会社日本取引所グループ社外取締役監査委員
取締役 監査等委員	中田 朋子	テイ・エス テック株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 当社は、重要な会議等への出席および執行部門からの業務報告の聴取を通じた情報収集ならびに会計監査人および内部監査部門との連携強化により、監査等委員会による監査・監督機能の実効性を高めるため、栗田優一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 監査等委員である取締役 栗田優一氏は当社の経営企画、財務および管理担当役員における長年の経験があり、監査等委員である取締役 住田清芽氏は公認会計士として監査法人での勤務経験があり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 占部利充氏、Nicholas Benes氏、西田直人氏、住田清芽氏および中田朋子氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 占部利充氏、Nicholas Benes氏、西田直人氏、住田清芽氏および中田朋子氏の全社外取締役を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2025年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新	旧
Douglas Lefever	経営戦略・財務、事業推進、技術管掌	経営戦略、事業推進、技術管掌
津久井 幸一	人事・総務・法務、サプライチェーン、業務革新管掌	管理、サプライチェーン、業務革新管掌

6. 当社は、執行役員制度を採用しており、※印の各氏は執行役員を兼務しております。

7. 執行役員の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
経営執行役員	Douglas Lefever	Group CEO (Chief Executive Officer)
経営執行役員社長	津 久 井 幸 一	Group COO (Chief Operating Officer)
経営執行役員	Keith Hardwick	CHO & CCO (Chief Human Capital Officer & Chief Compliance Officer)
経営執行役員	三 橋 靖 夫	CFO & CSO (Chief Financial Officer & Chief Strategy Officer)
経営執行役員	Juergen Serrer	CTO (Chief Technology Officer) & ATEビジネスグループ リーダー
経営執行役員	中 原 真 人	CCRO (Chief Customer Relations Officer)
経営執行役員	Sanjeev Mohan	Co-CCRO (Co-Chief Customer Relations Officer)
経営執行役員	Richard Junger	CSCO, CDO & CIO (Chief Supply Chain Officer, Chief Digital Officer & Chief Information Technology Officer)
経営執行役員	徐 勇	China Business Strategy
経営執行役員	足 立 敏 明	ATEビジネスグループ サブリーダー
執行役員	Suan Seng Sim (Ricky Sim)	Advantest (Singapore) Pte. Ltd. Managing Director (CEO)
執行役員	鈴 木 雅 之	ATEビジネスグループメモリテスト事業本部長
執行役員	田 中 成 郎	新事業推進室長
執行役員	Wan-Kun Wu (Alex Wu)	Advantest Taiwan Inc. 董事長兼総経理 (CEO)
執行役員	Chien-Hua Chang (Titan Chang)	フィールドサービス本部長
執行役員	大 澤 昭 夫	営業本部 副本部長 (SS統括)
執行役員	吉 本 康 志	Co-CHO & Co-CCO (Co-Chief Human Capital Officer & Co-Chief Compliance Officer)
執行役員	Jaehyuk Cha	Advantest Korea Co., Ltd. 代表理事社長
執行役員	渡 邊 大 輔	ATEビジネスグループテクノロジー開発本部長
執行役員	Ralf Stoffels	ATEビジネスグループ SoCテスト事業本部 93000プロダクトユニット 統括部長
執行役員	常 次 克 彦	経営戦略本部 副本部長
執行役員	A n d r e Vachenauer	IT本部長
執行役員	山 下 和 之	DH事業本部長
執行役員	Steven Hsieh	営業本部 副本部長 (アジア担当)
執行役員	J i n t i e L i	Advantest (China) Co., Ltd. 董事
執行役員	新 井 雅 樹	Corporate Supply Chain (CSC) Group グローバル生産本部長

(注) 1. 2025年4月1日付で、執行役員の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新	旧
三 橋 靖 夫	CSO	CFO & CSO
Juergen Serrer	CTO & Test System Business Group リーダー	CTO & ATEビジネスグループ リーダー
足 立 敏 明	Test System Business Group サブリーダー	ATEビジネスグループ サブリーダー
鈴 木 雅 之	Test System Business Group メモリテスト事業本部長	ATEビジネスグループ メモリテスト事業本部長
田 中 成 郎	Technology & Research Group 新事業推進室長	新事業推進室長
Chien-Hua Chang (Titan Chang)	フィールドサービス本部 アドバイザー	フィールドサービス本部長
渡 邊 大 輔	Technology & Research Group テクノロジー開発本部長	ATEビジネスグループ テクノロジー開発本部長
Ralf Stoffels	Test System Business Group SoCテスト事業本部 93000プロダクトユニット 統括部長	ATEビジネスグループ SoCテスト事業本部 93000プロダクトユニット 統括部長
山 下 和 之	Test System Business Group DH事業本部長	DH事業本部長

2. 2025年4月1日付で、経営執行役員または執行役員の地位に次のとおり就任しております。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
経営執行役員	高 田 寿 子	CFO
執行役員	Kesa Yorozu	General Counsel
執行役員	Fabio Morgana	Technology & Research Group Research & Venture
執行役員	Jonathan Sinskie	Test System Business Group ATS Business Unit リーダー

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりです。

当該方針は、2024年5月21日開催の取締役会において決議しております。

当社では、指名報酬委員会が当該方針に基づき当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等について審議し、取締役会へ答申しております。取締役会では、当該答申に基づき、当該報酬等について審議および決議していることから、当該報酬等が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

<取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続>

1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬については、当社の経営理念およびビジョンのもと、企業価値向上に資する制度とすることを目指し、その基本的な考え方は以下のとおりとします。

- ① 当社のグローバルな事業展開を支える国際人材を惹きつける報酬ミックスと報酬レベル
グローバルレベルで複雑かつ高度に進化している半導体産業において成長を続けるため、世界各地の有能な人材を登用し、グローバル企業にふさわしい処遇を行います。
- ② 業績連動を前提としたメリハリのある賞与
業績変動を前提に、業績好調時には役員の貢献に報い、業績下降局面においては当社の負担軽減を図ります。
- ③ 株主との価値共有および中長期視点での経営推進を促す株式報酬
中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する譲渡制限付株式報酬と企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す業績連動型株式報酬を組み合わせます。

2. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬の体系・時期・条件および決定方針

- ① 執行役員を兼務する取締役については、後記5に定める執行役員報酬とは別に取締役としての職務・職責に応じた適切な水準の基本報酬（金銭報酬）を毎月支給します。
- ② 執行役員を兼務しない取締役の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、以下のとおり設定します。
 - (a) 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬
 - (b) 比率：基本報酬：株式報酬＝1：0.5（基準額における目安）
 - (c) 基本報酬
 - ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、取締役としての職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給

(d) 株式報酬

- ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
- ・RSは、(b)に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
- ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除

③ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

3. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の体系・時期・条件および決定方針
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、その役割や独立性を考慮し、以下のとおり設定します。

① 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬

② 比率：基本報酬：株式報酬＝1：0.3（基準額における目安）

③ 基本報酬

- ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、取締役としての職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給

④ 株式報酬

- ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
- ・RSは、②に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
- ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除

⑤ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

4. 監査等委員である取締役の報酬の体系・時期・条件および決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、その役割や独立性を考慮し、以下のとおり設定します。

① 構成：基本報酬（金銭報酬）、株式報酬

② 比率：基本報酬：株式報酬＝1：0.3（基準額における目安）

③ 基本報酬

- ・毎月支給。個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定。

④ 株式報酬

- ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する趣旨で、譲渡制限付株式（RS）を付与
- ・RSは、②に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付
- ・個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定
- ・原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除

⑤ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

5. 執行役員の報酬の体系・時期・条件および決定方針

執行役員の報酬は、上記1. に定める基本方針に従い、以下のとおり設定します。

① 構成：基本報酬（金銭報酬）、業績連動賞与（金銭報酬）、株式報酬

② 比率：基本報酬：業績連動賞与：株式報酬＝
1：1：2（経営執行役員(Group CEO)）
1：1：1.5（経営執行役員(Group COO)）
1：1：1～1.2（経営執行役員）
1：0.8～1：0.8～1（執行役員）
※いずれも基準額における目安

③ 基本報酬

- ・各国における同企業規模、同職位程度の外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で毎月支給

④ 業績連動賞与

- ・短期インセンティブとして単年度の成果に対する金銭報酬とし、当社グループの当該事業年度の業績確定後に年1回支給
 - a. 支給額は当期利益を指標として決定
 - b. 単年度事業計画および中期経営計画の当期利益目標を参照して目標値を定め、目標値を達成した場合に基準額を支給し、目標値の達成率に応じて次のとおり支給額を変動させる
 - ・達成率50%以下：基準額の0%
 - ・達成率150%以上：基準額の200%
 - ・達成率50%～150%：基準額の0～200%の間で変動

⑤ 株式報酬

- ・中長期的企業価値向上の追求を株主と共有するとともに企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す趣旨で、譲渡制限付株式（RS）および業績連動型株式（PSU）を付与。株式報酬の約半分をRS、約半分をPSUとすることを目安とする。
 - a. RSは、前記②および⑤に記載したとおりになるよう定めた価値の株式を毎事業年度交付する。原則として在任中は保有を義務付け、譲渡制限は役員退任時に解除する。
 - b. PSUは、前記②および⑤に記載したとおりになるよう定めた価値の株式となるポイントを基準値とし、3年間の中期経営計画の初年度に3年分を一括して付与し、中期経営計画の期間満了後に中期経営目標達成度に応じて基準値の60～140%で変動させたポイントに応じた株式を交付する。中期経営目標達成度評価の指標は次のとおりとし両方の合算値で変動率を決定する。
 - ・主指標：中期経営計画における1株当たり当期利益（EPS）
→基準値の70～130%で変動

・副指標：相対的株主総利回り(r-TSR)およびESG評価

→それぞれ基準値の-5～5%で変動

※ただし、新しい中期経営計画に対応して、指標および変動幅の見直しを行うことがある。なお、中期経営計画の2年度目、3年度目に就任または退任する役員については標準の業績として期間により按分した上で支給する。

- ⑥ 各地域・業界の人材市場の状況に応じて、経営者や特殊技能者等を確保する目的で追加的に報酬を支給することがあります。原則として地域間の水準調整は基本報酬（金銭報酬）および株式報酬で行い、特定人材層確保は株式報酬で行います。株式報酬はRSまたはPSUを用いますが、本項に基づくRSの譲渡制限は、3年以上の期間で設定することとします。
- ⑦ 国内非居住者の報酬については、法令その他の事情により上記とは異なる取り扱いを設けることがあります。
- ⑧ 中期経営計画の目標達成を困難にすると明らかに判断されるような経済状況や事業環境の変化があった場合、取締役会の決議に基づき制度や運用の見直しを行うことがあります。
- ⑨ 上記のほか、周年等会社全体の特別なイベントに基づく一時金を支給することがあります。

6. 報酬決定の手続・方法

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。
- ② ただし、業績連動賞与については次のとおりとします。
 - a. Group CEOを除く執行役員の業績連動賞与は、前記5④に基づき算出し決定された総額のうち30%（最大）をGroup CEOが行う個人別評価に基づき再配分し、指名報酬委員会で承認の上、その結果を取締役に報告します。
 - b. Group CEOの業績連動賞与は、業績指標の結果で算出された額を原則としますが、取締役会が必要と判断した場合、理由を明示して増減する場合があります。

7. 報酬の返還等

当社は、関係法令または社内規程違反等一定の事由が生じた場合に、取締役会の決議により報酬につき将来分の減額または過去分の返還をさせることがあります。

③ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容および水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を定めることとしています。また当該方針は、2016年1月27日開催の監査等委員会において決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額

役員区分	会社 区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
			金銭報酬		非金銭報酬		
			基本報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	当社	1,188	221	254	289	424	3
	連結 子会社	11	11	-	-	-	
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	当社	47	44	-	3	-	1
社外取締役 （うち監査等委員を除く。） （うち監査等委員）	当社	86	74	-	12	-	5
		(50)	(43)	(-)	(7)	(-)	(3)
		(36)	(31)	(-)	(5)	(-)	(2)

(注) 1. 業績連動報酬等として、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、業績連動賞与を支給しております。業績連動賞与は、単年度の成果に対する金銭報酬とし、当社グループの当該事業年度の業績確定後に年1回支給します。当該賞与は短期インセンティブとして位置づけているため、当該事業年度に係る当期利益を指標とします。また、業績連動賞与の内容および本指標の選定理由は、2.（2）「会社役員の状況」②に記載された<取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続>5. ④および6. ②に記載のとおりです。業績連動賞与における指標、実績値および支給率は以下のとおりです。

指標	実績値	支給率
当期利益	1,612億円	168.7%

2. 非金銭報酬として、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬を交付しております。譲渡制限付株式報酬は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、①当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は年額10億円以内とし、対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は年40万株以内とすること、また、②当該取締役に對する業績連動型株式報酬は中期経営計画の対象期間（3事業年度）ごとに30億円以内とし、対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は、中期経営計画の対象期間（3事業年度）ごとに120万株以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。本事業年度における当該株式報酬の交付状況は、2.（1）「株式の状況」⑤に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の内容ならびに業績連動型株式報酬の指標および選定理由は、2.（2）「会社役員の状況」②に記載された<取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続>5. ⑤に記載のとおりです。
3. 当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額12億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
4. 非金銭報酬として、当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。譲渡制限付株式報酬欄には、当事業年度のIFRSによる費用計上額を記載しております。譲渡制限付株式報酬は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額4,500万円以内とし、対象社外取締役に交付される当社の普通株式の総数は年18,000株以内とすること、また、対象社外取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額は、当該対象社外取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ年額500万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。本事業年度における当該株式報酬の交付状況は、2.（1）「株式の状況」⑤に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式報酬の内容は、2.（2）「会社役員の状況」②に記載された<取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続>3. ④に記載のとおりです。
5. 当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の総額は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額1億5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
6. 非金銭報酬として、当社監査等委員である取締役に對し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。譲渡制限付株式報酬欄には、当事業年度のIFRSによる費用計上額を記載しております。譲渡制限付株式報酬は、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額3,000万円以内とし、対象監査等委員である取締役に交付される当社の普通株式の総数は年12,000株以内とすること、また、対象監査等委員である取締役に支給する金銭報酬債権の1名当たりの額は、当該対象監査等委員である取締役に支給する金銭報酬額の30%以内かつ年額500万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。本事業年度における当該株式報酬の交付状況は、2.（1）「株式の状況」⑤に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式報酬の内容は、2.（2）「会社役員の状況」②に記載された<取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続>4. ④に記載のとおりです。
7. 当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の総額は、2015年6月24日開催の第73回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。ただし、Group CEOを除く執行役員（取締役兼任者を含む）の業績連動賞与について

は、業務執行のトップであるGroup CEOによる当該執行役員の評価を反映することが最も適していると考えられるため、本事業年度に係る業績連動賞与については、本事業年度末時点の代表取締役兼経営執行役員 Group CEO（経営戦略、事業推進、技術管掌）であるDouglas Lefever氏が当該執行役員を評価し、その評価に基づき個人別の業績連動賞与額を再分配し、指名報酬委員会（委員：占部利充氏、住田清芽氏、吉田芳明氏、各氏の地位および担当は2.（2）「会社役員の状況」①取締役の状況に記載のとおり）にて当該賞与額を承認しております。なお、指名報酬委員会にて承認する個人別の業績連動賞与額は、取締役会にて定められた範囲内であり、同賞与額は指名報酬委員会承認の上、取締役会に報告されます。指名報酬委員会が承認する個人別の業績連動賞与の範囲は、2.（2）「会社役員の状況」②に記載された＜取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続＞6. ② a.に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
占部 利充 (社外取締役)	日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役	特別な関係はありません。
Nicholas Benes (社外取締役)	公益社団法人会社役員育成機構 代表理事	当社は公益社団法人会社役員育成機構に対し、法人賛助会員として、年会費を支払っており、かつ役員教育を委託しておりますが、当社が当事業年度に同法人に支払った金額は100万円を下回っております。
西田 直人 (社外取締役)	株式会社東芝 特別嘱託	当社は、株式会社東芝および同社のグループ会社と当社製品の販売等の取引がありますが、同社およびそのグループ会社と当社との当事業年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
住田 清芽 (社外取締役 監査等委員)	古河電気工業株式会社 社外監査役	当社と古河電気工業株式会社との間には、原材料の購入等の取引がありますが、同社と当社との当事業年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
	株式会社日本取引所グループ 社外取締役監査委員	当社は、株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に上場費用等を支払っておりますが、同社と当社との当事業年度における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
中田 朋子 (社外取締役 監査等委員)	テイ・エス テック株式会社 社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。

b. 主な活動状況

氏名	出席の状況	主な活動状況
占部 利充 (社外取締役)	取締役会 13回中13回	当社では、企業経営、事業投資判断や人事・IT等管理部門に関する同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。 当事業年度では、グローバル企業における事業投資の経験を踏まえ、M&Aに関する助言や、指名報酬委員会の委員長として、役員報酬に関して自らの経営や人事分野の経験を活かした発言等を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、経営者としての経験に基づき、主に事業投資判断、グローバル経営やDX推進に関する発言を行っております。
Nicholas Benes (社外取締役)	取締役会 13回中13回	当社では、コーポレートガバナンス、ファイナンスおよび株主目線に係る同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。 当事業年度では、投資銀行での経験を活かしたM&Aへの助言、機関投資家をはじめとする株主の視点に立った助言など、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、主にコーポレートガバナンスおよびファイナンスに関する識見に基づき発言を行っております。
西田 直人 (社外取締役)	取締役会 13回中13回	当社では、企業経営、SCM（サプライチェーンマネジメント）、生産、研究開発に関する同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。 当事業年度では、グローバル企業における生産、調達部門での経験を活かしたSCMや安全衛生に関する発言を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、経営者としての経験に基づき、主にグローバル経営やSCMに関する発言を行っております。
住田 清芽 (社外取締役 監査等委員)	取締役会 13回中13回	当社では、財務および会計に関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、企業会計や内部統制の向上に資する役割を期待しております。
	監査等委員会 14回中14回	当事業年度では、長年の公認会計士としての経験を踏まえ、内部監査や有価証券報告書などの開示書類に関する助言を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、主に企業会計および会計監査に関する専門的観点から発言を行っております。
中田 朋子 (社外取締役 監査等委員)	取締役会 13回中13回	当社では、法律やコンプライアンスに関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、コンプライアンスの向上に資する役割を期待しております。
	監査等委員会 14回中14回	当事業年度では、法曹としての企業法務の経験を踏まえ、リスクマネジメントに係る指摘や、コンプライアンスの観点からの発言等を行うなど、自らの役割に基づく職務を遂行しております。 同氏は、専門的観点から、主に法律やコンプライアンスに関する発言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上が株主利益への貢献の基本であるとの認識のもと、資本効率、財務健全性ならびに株主還元を意識した経営を行います。

資本政策として、研究開発、設備増強、M&A等の成長に向けた事業投資を優先しますが、資本効率と資本コストに配慮したバランスシート管理の見地から負債（デット）も柔軟に活用してまいります。さらに経営基盤の強化および持続的企業価値創造のために財務健全性を維持した上で適正な資本構成を図る方針であります。

2024年4月から始まる第3期中期経営計画の3年間における株主還元方針は、安定した事業環境を前提として、直接還元となる配当については、1株当たり通期30円を最低限とする方針のもと、安定的・継続的な配当実施に努めてまいります。また、配当に加えて自己株式取得を含めた総還元性向^(※)を中期経営計画期間の3年間合計で50%以上を目途といたします。ただし、想定以上の資金を要する成長投資機会の発生や、事業環境の変化による業績悪化などにより、これらの株主還元を実行できない場合があります。

(※) 総還元性向：(配当額＋自己株式取得額) ÷ 連結当期利益

■新株予約権等の状況

当社会社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

(2025年3月31日現在)

	2020年6月25日 取締役会発行決議
発行日	2020年7月13日
新株予約権の発行価額	1個当たり206,283円
役員の保有状況	210個（2名）
うち取締役 （監査等委員および社外取締役除く）	210個（2名）
うち社外取締役 （監査等委員除く）	0個（0名）
うち取締役（監査等委員）	0個（0名）
新株予約権の目的となる株式の 種類および数	普通株式83,790株 （新株予約権1個当たり399株）
新株予約権の行使時に払込を なすべき金額	1株当たり1,748円
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から 2025年7月13日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の取得事由	当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議とする。）がなされたとき。 ②新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）が当社または当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき（ただし、任期満了により退任した場合、その他当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。）。 ③新株予約権者が死亡したとき。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。 ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。

(注) 当社は、2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数を記載しております。

■責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である吉田芳明氏、占部利充氏、Nicholas Benes氏、西田直人氏、栗田優一氏、住田清芽氏および中田朋子氏との間に、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

■補償契約の内容の概要

当社は、取締役 Douglas Lefever氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏、Nicholas Benes氏、西田直人氏、栗田優一氏、住田清芽氏および中田朋子氏との間に、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定の免責事由を設けるとともに、300万円以上の補償を受ける際には取締役会にて審議を経ることとしております。

■役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員ならびに子会社の役員および管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしております。

なお、当該保険契約では、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

■会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	163百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	178百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、アーンスト・アンド・ヤンググループの監査法人の監査を受けております。

③ 非監査報酬の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、非財務情報の第三者保証業務を委託しております。

④ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、執行役員、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告いたします。また、上記のほか、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

■業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は次のとおりです。

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

アドバンテストグループは、「先端技術を先端で支える」という経営理念のもと、アドバンテストグループの経営理念、ビジョン、コア・バリュー、行動指針や行動基準を明記したThe Advantest Wayを制定し、経営の透明性を高め、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に努めてきました。これらの取り組みをさらに推し進めるため、以下の各項目の体制を整備し、内部統制システムの構築、整備および運営を実施し、業務の適正を確保します。

1. 当会社および当会社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当会社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化を図ります。経営の意思決定および監督は取締役会が担い、業務執行は、取締役会が業務執行機関の役割と権限を明確にし、迅速かつ効率的な業務の執行に必要な権限委譲を行った上で執行役員および従業員が担います。
 - ② 当会社の取締役会は、経営の意思決定機関として、アドバンテストグループ全体の内部統制システムを含む経営に関する基本方針および業務執行に関する重要事項について決定するとともに、経営の監督機関として、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監視、監督します。
 - ③ 当会社の取締役会は、アドバンテストグループの経営に関する基本方針を承認し、月次決算に基づく経営成績および財政状態ならびにアドバンテストグループの業務執行状況で重要なものについて毎月報告を受け、計画の妥当性等を検証します。
2. 当会社および当会社の子会社の取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当会社は、アドバンテストグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令および定款に適合し、誠実かつ倫理的な行動を採ることを明確にするため、The Advantest Wayを周知徹底します。さらに、取締役および執行役員に対しては、The Advantest Wayに加え、役員倫理規定を適用します。
 - ② アドバンテストグループは、アドバンテストグループの業務の適正を確保するために、内部統制委員会、開示委員会等の課題別委員会を設置します。

- ・ 内部統制委員会は、内部統制システムの整備および運営の状況について必要に応じて取締役会へ報告します。
 - ・ 開示委員会は、当会社による適切な開示が行われることを監督し、必要に応じて取締役会へ報告します。
- ③ コンプライアンスに関しては、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）が法令の遵守およびThe Advantest Wayの運営状況を監督し、必要に応じて取締役会へ報告します。
 - ④ 当会社は、法令、定款またはThe Advantest Wayに反する疑いのある事象の報告・相談の受付窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を設置します。また、当会社は、報告・相談者に対し、報告または相談をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨を定め、周知徹底します。
3. 当会社および当会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当会社は、アドバンテストグループの経営環境、事業活動、および会社財産に潜むリスクに関し、重要な業務プロセス毎にリスク要因を識別・分類し、リスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析するとともに、それらのリスクへの適切な対応についての方針および手続の文書化を重要な内部統制活動の一つとして実施します。
 - ② 当会社は、災害等の緊急事態に関し、危機管理本部を設置して緊急時行動要領を文書化するとともに、定期的に教育訓練を実施して緊急事態に備えます。
 - ③ 内部統制委員会は、アドバンテストグループのリスク管理を徹底し、重要なリスクについては取締役会に報告します。
 - ④ 当会社は、安全衛生委員会を設置して、労働災害事故の防止、快適な職場環境の形成および従業員の健康増進に努めます。
4. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当会社は、取締役の職務の執行に係る以下の情報に関して、保存年限、保管責任者、保存方法等の詳細について定めた社内規定に基づいて、適切に保存および管理します。
 - ・ 株主総会の議事録および関連資料
 - ・ 取締役会の議事録および関連資料
 - ・ 取締役の職務執行に関するその他の重要な文書
 - ② 当会社は、情報漏洩の防止のために情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報の保護と機密文書の漏洩防止を行います。

5. 当会社および当会社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① アドバンテスグループは、連結決算に基づく業績評価を重視したグループ連結経営を行うために当会社とアドバンテスグループ各社で同質の内部統制システムを構築、運営します。
 - ② アドバンテスグループの内部統制システムは、グループ各社を担当する当会社の各部門が連携するとともに、内部統制委員会が策定するグループ全体の方針に基づいて統一的に構築、運営され、内部統制委員会が掌握したグループ各社の内部統制状況の中で重要なものは、取締役会へ報告されるものとします。
 - ③ グループ各社に対する内部監査は、当会社監査室が総括します。
6. 当会社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- 当会社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を置きます。
7. 前項の従業員の当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および前項の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 第6項の従業員の選任、異動、考課、懲戒等の人事事項は監査等委員会の事前の同意を得ます。
 - ② 第6項の従業員は、専ら監査等委員の指揮・命令に基づき職務を遂行し、監査等委員でない取締役その他の役職員からの独立性を確保するものとします。
8. 当会社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当会社は、アドバンテスグループにおける法令、定款もしくはThe Advantest Wayに対する違反もしくはアドバンテスグループに重大な損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合またはかかる報告を受けた場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を採ります。
 - ② 当会社は、監査等委員が経営会議その他の重要会議に出席し、業務執行に関する重要事項をタイムリーに把握できる体制を採ります。
 - ③ 当会社は、企業倫理ヘルプラインに対して、報告または相談がなされた場合、直ちに監査等委員会に対して報告する体制を採ります。
 - ④ 第1号および第3号に基づき監査等委員会へ報告をした者が不利益な取扱いを受けない体制を採る旨を定め、周知徹底します。
9. その他当会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当会社は、監査等委員会が会計監査人、内部監査部門である監査室およびアドバンテスグループ各社の監査役等と連携し、必要に応じて意見交換する機会を確保します。

- ② 当社は、監査等委員会と代表取締役が定期的に意見交換を行う機会を確保し、意思疎通を図るようにします。
- ③ 当社は、監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払等を請求したときは、それが速やかに処理されるよう、必要な手続きを整備し、実施します。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 効率的な職務執行に関する体制

当社は、経営の効率化を図るため、取締役会が取締役会規則に基づき経営の意思決定および監督を行い、執行役員および従業員は、グローバル組織およびグローバル職務権限規定に基づき業務執行を行っております。

当社は、経営会議を重要な業務の決定機関としております。執行役員の中からグループ経営を牽引するにふさわしい役員を経営会議のメンバーとして経営執行役員に任命しております。また、スピード感のある経営を実現するため、経営会議からユニットリーダーに大幅に権限を委譲しております。

2024年度から新たな中期経営計画をスタートさせるにあたり、目まぐるしく変化しつつも成長が期待できる半導体市場において当社グループのより一層の飛躍を実現するため、2024年4月1日付でグループ経営執行の最高責任者（Group CEO）をDouglas Lefever氏とし、Group COOおよび当社の社長を津久井幸一氏に変更しました。

② コンプライアンスに関する体制

当社では、経営理念、ビジョン、コア・バリュー、行動指針や行動基準を明記したThe Advantest Wayを制定し、その中でコア・バリューとしてINTEGRITYを掲げております。当社では、日々の業務でINTEGRITYを体現すること、INTEGRITYを真の企業文化とすることを目指す取り組みを進めております。具体的には、INTEGRITYを体現している従業員を、周りの従業員の推薦により表彰し称える「The INTEGRITY Award」を2022年度より開始しました。また、INTEGRITYを企業文化に確実に取り込むため、従来の短期的なプロジェクトではなく、全世界の各ユニットから「INTEGRITY Ambassador」を任命し、Group CEOをトップとした「Culture Council」がそれをサポートする体制を2022年度に整えました。全社および各ユニットでの具体的な活動を進めることによりINTEGRITYの浸透を目指しています。

当社は、ヘルプラインの窓口を社内外に設置しております。2023年3月にヘルプラインの外

部窓口をより秘匿性の高いシステムに移行しました。ヘルプラインの役割等を全世界の役員および従業員に対して周知徹底し、適切な通報体制を構築しております。また、2023年度より、コンプライアンス意識向上と最低限のルールを知ることを目的とした基礎教育をアドバンテストグループすべての従業員に届けるGCEP(Group-wide Compliance Education Program)を開始しております。2024年度は、「The Advantest Way」、「情報セキュリティ」、「輸出管理」、「贈収賄防止」など11のe-learningを16言語（一部を除く）で実施しております。

③ リスクマネジメントに関する体制

当社では、世界経済や事業環境全般における広範なリスクについて取締役会や経営会議にて議論を行うことに加え、Group COOが委員長を務め、社外取締役がオブザーバーとして参加できる内部統制委員会が、当社グループ全体の重要なリスクの全社横断的な洗い出しおよび分析を行い、リスク毎の責任部門と対応の方針と手順を明確にしております。また、内部統制システムの整備および運用状況、内部統制の評価過程にて重大な欠陥および重要な不備が発見された場合については、取締役会へ報告することとしております。

当社は、Group COOを本部長とする危機管理本部を設置し、災害等の緊急事態に対応しております。2022年度より、国内および海外主要拠点においてBCM（Business Continuity Management）文書の全般的な見直しに取り組み、2024年6月に完了しました。新しいBCM文書では、ISOに準拠した形式で作成しております。また、2024年度は、このBCM文書に基づき、国内の主要事業所においてBCM訓練を実施しております。

④ 情報の管理・保存に関する体制

当社は、株主総会、取締役会の議事録および関連資料、取締役の職務執行に関する重要な文書を社内規定に基づいて保存管理しております。また、グループ全体の情報セキュリティ基本方針の遂行のために、海外子会社のメンバーも含めた形でGlobal Information Security Committeeを設置しております。当該Committeeは四半期に1度開催し、セキュリティインシデントの共有と再発防止策、個人情報の保護と機密情報の漏洩防止の対策、ITシステムのセキュリティの維持と向上に取り組んでおります。2024年度は、サイバー攻撃に対する模擬訓練を実施するとともに、フィッシングメールを受信した場合には、適宜従業員に注意喚起しております。

当社は情報セキュリティマネジメントシステムであるISO27001の認証取得を2021年より開始し、同年8月に当社が日本で取得しました。2024年度末までに、ドイツ、米国およびシンガポールの当社子会社が認証を取得しております。

⑤ 企業集団における業務の適正の確保に関する体制

当社は、当社グループ全体として重要な業務プロセスを設定し、リスク分析およびそれらのリスクへの適切な対応について指導することによりグループ会社で同質の内部統制システムを構築、運営しております。内部統制委員会は、社内監査部門が実施する各ユニットについてのCSA（統制自己評価）に基づき各社の内部統制状況を把握するとともに、社内監査部門の監査により状況を把握し、グループ各社が内部統制システム構築の方針のとおり運営できるように指導しております。また、内部統制委員会は、グループ各社の内部統制に関する重要な事項が判明した場合には、その旨を取締役会へ報告しております。

当社の内部監査部門は監査結果をGroup CEO、Group COOおよび監査等委員会に報告するほか、取締役会にも報告しております。

⑥ 監査等委員会による監査に関する体制

当社は、常勤監査等委員が経営会議その他の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要事項を把握できる体制を採っております。監査等委員会は会計監査人および内部監査部門と必要に応じて随時打ち合わせを行い、相互の連携を図っております。また、当社は、Group CEO、Group COOと監査等委員会が定期的または必要に応じて意見交換を行う機会を確保し、意思疎通を図っております。

当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会を補助する常勤の従業員を置いております。監査等委員会を補助する従業員は、監査等委員の指示に従い職務を遂行し、監査等委員でない取締役その他の役職員からの独立性を確保しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (ご参考)	当連結会計年度
〔資産の部〕		
流 動 資 産	420,261	599,753
現金および現金同等物	106,702	262,544
営業債権およびその他の債権	88,855	113,031
棚 卸 資 産	204,389	209,707
その他の流動資産	20,315	14,471
非 流 動 資 産	250,968	254,457
有 形 固 定 資 産	78,884	78,602
使 用 権 資 産	19,106	18,338
のれんおよび無形資産	98,514	78,365
その他の金融資産	20,139	30,167
繰 延 税 金 資 産	33,423	47,894
その他の非流動資産	902	1,091
資 産 合 計	671,229	854,210

科目	前連結会計年度 (ご参考)	当連結会計年度
〔負債の部〕		
流 動 負 債	126,277	309,424
営業債務およびその他の債務	76,863	107,093
借 入 金	—	74,952
未 払 法 人 所 得 税	10,262	73,023
引 当 金	8,668	12,454
リ ー ス 負 債	5,147	5,046
その他の金融負債	1,868	5,790
その他の流動負債	23,469	31,066
非 流 動 負 債	113,774	38,247
借 入 金	75,143	3
リ ー ス 負 債	14,153	13,502
退職給付に係る負債	19,134	17,614
繰 延 税 金 負 債	3,934	4,709
その他の非流動負債	1,410	2,419
負 債 合 計	240,051	347,671
〔資本の部〕		
資 本 金	32,363	32,363
資 本 剰 余 金	45,441	46,665
自 己 株 式	△56,353	△104,193
利 益 剰 余 金	355,299	489,850
その他の資本の構成要素	54,428	41,854
親会社の所有者に帰属する持分合計	431,178	506,539
資 本 合 計	431,178	506,539
負債および資本合計	671,229	854,210

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
売上高	486,507	779,707
売上原価	△240,477	△334,622
売上総利益	246,030	445,085
販売費および一般管理費	△158,963	△195,392
その他の収益	3,926	1,366
その他の費用	△9,365	△22,898
営業利益	81,628	228,161
金融収益	1,244	1,895
金融費用	△4,702	△5,282
税引前利益	78,170	224,774
法人所得税費用	△15,880	△63,597
当期利益	62,290	161,177
当期利益の帰属：		
親会社の所有者	62,290	161,177

連結包括利益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
当 期 利 益	62,290	161,177
そ の 他 の 包 括 利 益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定	△640	825
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動	△3,238	△6,740
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	26,029	△5,834
税引後その他の包括利益	22,151	△11,749
当 期 包 括 利 益	84,441	149,428
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	84,441	149,428

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の 資本の 構成要素	合計	
当年度							
2024年4月1日 残高	32,363	45,441	△56,353	355,299	54,428	431,178	431,178
当期利益				161,177		161,177	161,177
その他の包括利益					△11,749	△11,749	△11,749
当期包括利益	—	—	—	161,177	△11,749	149,428	149,428
自己株式の取得		△48	△50,005			△50,053	△50,053
自己株式の処分		△1,702	2,165	△112		351	351
配当金				△27,339		△27,339	△27,339
株式に基づく報酬取引		2,893				2,893	2,893
その他		81				81	81
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				825	△825	—	—
所有者との取引額等合計	—	1,224	△47,840	△26,626	△825	△74,067	△74,067
2025年3月31日 残高	32,363	46,665	△104,193	489,850	41,854	506,539	506,539

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 39社
- ・主要な連結子会社の名称は、事業報告の「1. 企業集団の現況（3）重要な子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(3) 重要性がある会計方針に関する事項

① 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない（取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する）短期投資から構成されております。

② 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれております。

棚卸資産は当初認識後において取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しますが、正味実現可能価額が取得原価を下回る場合にはその差額を評価減として費用認識しております。原価の算定にあたっては、総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③ 金融商品

・非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

当社グループは、償却原価で測定する金融資産をそれらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループがそれらの金融商品の購入または売却を約定した日に認識しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合に、その金融資産の認識を中止しております。また、キャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する取引において、その金融資産の保有に係るリスクおよび便益のほとんどすべてを移転または保持しているわ

けでもなく、かつ資産に対する支配を保持していない場合に、その金融資産の認識を中止しております。

金融資産および負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有しており、かつ純額で決済するか、または資産の回収と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

償却原価で測定する金融資産 …………… 以下の要件をともに満たす金融資産を償却原価で測定する金融資産として分類しております。

- ・ 当社のビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・ 契約条件が、特定された日に元本および元本残高に係る利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定し、予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額を基に算定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で …………… 測定される金融資産 …………… 投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産は公正価値で当初認識し、それ以降も連結決算日の公正価値で測定しております。公正価値の変動は連結会計期間のその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識しております。投資の認識を中止した場合には、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産から生じる配当金については、明らかに投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 … 上記以外の金融資産は、すべて純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当初認識後、公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しております。

・非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債を、償却原価で測定する金融負債または純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しております。

当社グループが発行した負債性証券はその発行日に当初認識しております。負債性証券以外の金融負債はその金融商品の契約条項の当事者となった日に当初認識しております。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消、または失効となった時点で金融負債の認識を中止しております。

償却原価で測定する金融負債は当初認識時において公正価値から直接取引費用を控除して測定しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定し、償却額は金融費用として純損益で認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。当初認識後は、公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しております。

④ 有形固定資産（使用権資産を除く）

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。

⑤ のれんおよび無形資産

のれんは償却を行わず、耐用年数を確定できる無形資産（使用権資産を除く）は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。

⑥ 減損

有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産については、減損の兆候が存在する場合に、減損テストを行っております。のれんについては、減損の兆候が存在する場合のほか、年次で減損テストを行っております。減損損失は、資産、資金生成単位（CGU）またはCGUグループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しております。

⑦ 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的または推定的債務を有しており、その債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しています。

⑧ 退職後給付

当社および一部の子会社は、ほぼすべての従業員を対象とする確定給付型の退職給付制度を有しており、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、従業員に対する退職給付の支払見込期間と概ね同じ満期日を有する期末日の優良社債の利回りを使用してしております。退職給付制度に係る負債または資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度に係る負債または資産の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は発生時に全額純損益として認識しております。

⑨ 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約の特定

ステップ2：履行義務（個別に会計処理すべき財またはサービス）の識別

ステップ3：取引価格（契約対価合計）の算定

ステップ4：取引価格の各履行義務への配分

ステップ5：各履行義務の充足時点または充足に応じた収益の認識

当社グループは、半導体産業におけるテストシステム製品、半導体デバイスをハンドリングするメカトロニクス製品のテスト・ハンドラ等の製品販売については、顧客が当該資産に対する支配を獲得したときに、契約条件に照らして履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、顧客納入時あるいは検収時等と判断しております。

また、サービス提供契約は、契約で定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

⑩ 外貨換算

在外活動営業体の資産および負債項目は、決算日の為替レートにより、収益および費用項目は期中平均レートにより換算し、その結果生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素として計上しております。

⑪ 法人所得税

当社グループは、経済協力開発機構（OECD）が公表した第2の柱モデルルールに基づく法人所得税について、IAS第12号「法人所得税」の改訂で定められている例外規定を適用し、これらに係る繰延税金資産および繰延税金負債の認識および開示を行っておりません。なお、本例外規定の適用は、連結計算書類に重要な影響を与えるものではありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	209,707百万円
------	------------

- ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

棚卸資産は当初認識後において取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しますが、正味実現可能価額が取得原価を下回る場合にはその差額を評価減として費用認識しております。また、機種別の将来計画に基づき、過剰な棚卸資産残高の有無を分析し、評価損計上の要否を検討しております。なお、棚卸資産が過剰在庫化した場合、または市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度においては、AIの普及に関連する半導体の需要が半導体市場の伸びを牽引し、当社グループにおけるAI関連の高性能半導体向け製品需要についても大幅に拡大しました。一方、民生機器、自動車や産業機器向けなどのAI関連用途以外の製品需要は軟調に推移しました。これらの特定製品に関連する原材料の一部は、棚卸資産の回転期間が特に長期化しており、原材料および貯蔵品残高全体の約9%を占めております。

(2) 有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	78,602百万円
使用権資産	18,338百万円
のれんおよび無形資産	78,365百万円

- ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。のれんについては、減損の兆候が存在する場合のほか、年次で減損テストを行っております。

減損テストは、資金生成単位（CGU）またはCGUグループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定された使用価値に基づいており、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間的価値およびそのCGUまたはCGUグループが属する事業固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。また、見積将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された3年間の事業計画と3年経過後の成長率を基礎としています。使用価値の算定に使用した税引前の割引率は、当連結会計年度において11.8%～19.8%であります。

当連結会計年度末において、重要なのれんおよび資産を有するCGUは、R&D Altanovaグループであり、のれんおよび無形資産としてそれぞれ27,479百万円、8,398百万円が計上されています。Essai, Inc.のCGUについては、当連結会計年度末において、のれんおよび無形資産について減損損失を計上しており、いずれも残高はありません。

上記のCGUの減損テストにおける主要な仮定は、3年間の事業計画の基礎となる既存の大口顧客への売上予測および新規顧客の獲得見込み、3年経過後の成長率ならびに割引率です。一般的に半導体メーカーのテストシステム投資を含む設備投資は、半導体の世界的な出荷額の減少率よりも大きく減少します。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済情勢の

変化の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、当連結会計年度末において、Essai, Inc.のCGUについては、大口顧客向けの売上が低調に推移していることに加え、新規顧客への拡販が想定より遅延していることを踏まえ、上述のとおりのおれんおよび無形資産の減損損失21,393百万円を計上しています。

(3) 退職後給付

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
退職給付に係る負債 17,614百万円
- ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社および一部の子会社は、ほぼすべての従業員を対象とする確定給付型および確定拠出型の退職給付制度を有しております。確定給付型では、本制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。
数理計算上の仮定には、割引率など様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。その主要な仮定は、割引率および昇給率です。
数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済情勢の変化の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 繰延税金資産の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 47,894百万円
- ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
繰延税金資産については、事業計画およびタックス・プランニングにより算定される課税所得に基づき回収可能性を判断しております。
課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる各事業の売上予測です。一般的に半導体メーカーのテストシステム投資を含む設備投資は、半導体産業の顕著に変動する設備投資需要の影響を受け、半導体の世界的な出荷額の減少率よりも大きく減少します。また半導体業界では、過剰在庫の時期が繰り返し発生するなど今まで周期的な動きを示しており、そのことが半導体業界のテストシステムに対する需要に深刻な影響を与える可能性があります。したがって、過去の見込みと実績の乖離状況および将来の経済情勢の変化による不確実性を織り込み、将来の課税所得の発生時期、期間およびその金額を見積っています。
課税所得発生の見積りと実績が異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権およびその他の債権 50百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

116,811百万円

(減損損失累計額を含みます。)

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 766,141,256株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	13,291百万円	18円	2024年3月31日	2024年6月7日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	14,047百万円	19円	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	14,674百万円	20円	2025年3月31日	2025年6月6日

(3) 当連結会計年度末において発行している新株予約権

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

2020年6月25日取締役会決議に基づくもの

普通株式 235,410株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用度の高い金融機関に対する短期的な預金等に限定しております。

受取手形および売掛金に係わる顧客の信用リスクは、与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。株式等については、定期的に公正価値の把握を行うとともに、年に一回、継続保有の見直しを行っております。また、資金調達については、必要な際に社債や銀行借入によっております。なお、デリバティブは資金管理要領に従い、信用度の高い金融機関との間で、為替相場の変動リスクに対処する実需の範囲で行うこととし、投機的な目的での取引は行っておりません。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金のうち固定金利によるものは、当該長期借入金の元金金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(未払金)

償却原価で測定される未払金の公正価値は、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される未払金の公正価値は、将来の株価等を考慮し見込まれる支払額を、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(その他)

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値の測定に使用したインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しております。

当連結会計年度において、レベル間の振替はありません。

- ① 償却原価で測定する金融資産および金融負債のレベル別内訳は以下のとおりであります。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品および重要性の乏しい金融商品は、下表に含めておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融負債					
1年内返済予定の長期借入金	74,952	－	74,558	－	74,558
長期未払金	638	－	619	－	619
金融負債合計	75,590	－	75,177	－	75,177

② 経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債のレベル別内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
デリバティブ資産	—	165	—	165
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産				
資本性金融商品（注）	26,698	—	982	27,680
金融資産合計	26,698	165	982	27,845
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
短期未払金	—	231	—	231
長期未払金	—	825	—	825
デリバティブ負債	—	2,924	—	2,924
金融負債合計	—	3,980	—	3,980

（注）投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産であり、その保有目的を鑑みてその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

当連結会計年度におけるレベル3に分類された金融資産の増減は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	929
利得および損失合計	
その他の包括利益（注）	54
その他	△1
期末残高	982

（注）その他の包括利益に含まれている利得および損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動」に表示しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、「半導体・部品テストシステム事業」「メカトロニクス関連事業」「サービス他」の3つを報告セグメントとしております。当連結会計年度における、これらを地域別に分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	半導体・部品 テストシステム 事業	メカトロニクス 関連事業	サービス他	消去または全社	連結
主な地理的市場					
日本	9,471	2,835	3,543	－	15,849
米州	20,584	4,746	21,789	－	47,119
欧州	10,916	2,368	6,678	－	19,962
アジア	557,157	63,231	76,389	－	696,777
合計	598,128	73,180	108,399	－	779,707

なお、当連結会計年度における、半導体・部品テストシステム事業の内訳は、以下のとおりであります。

SoC	440,452百万円
メモリ	157,676百万円

これらは、連結計算書類注記1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3) 重要性がある会計方針に関する事項⑨収益に記載した方針にしたがって、会計処理しております。取引の対価は契約金額に基づき測定しております。履行義務の充足から取引の対価の受領までは、概ね3ヶ月以内であり、長期にわたるものはないため、重大な金融要素は含んでおりません。また、変動対価を含む売上高に重要なものではありません。

契約に複数の履行義務が含まれる場合、類似取引の価格も含めた合理的に入手可能な情報に基づき算出した独立販売価格の比率で各履行義務に配分しております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日) (ご参考)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 受取手形および売掛金	80,815	105,884
契約負債 前受金	18,233	28,798

契約負債は主に履行義務充足前に顧客から受け入れた商品代金や、継続してサービスの提供を行う場合における未履行のサービスに対して支払いを受けた対価であり、これらはいずれも前受金に含まれておりません。

前受金は、連結財政状態計算書上の「その他の流動負債」に含まれております。

当連結会計年度期首における契約負債残高のうち、15,591百万円は同連結会計年度に収益に振り替えられており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度に、過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

履行義務期間が1年超の重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	690円80銭
基本的1株当たり当期利益	218円67銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式取得に係る事項の決議)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について、下記のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、総還元性向^{*}を第3期中期経営計画期間の3年間合計で50%以上を目途としております。翌連結会計年度の業績予想と手元資金の状況を勘案し、株主還元と資本効率の向上を目的とした自己株式取得を行うものであります。

※ 総還元性向：(配当額＋自己株式取得額)÷連結当期利益

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 1,900万株（上限）
(2025年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：
2.6%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 700億円（上限） |
| ④ 取得する期間 | 2025年5月7日から2025年9月22日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入で表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (ご参考)	当事業年度
〔資産の部〕		
流動資産	346,822	547,716
現金および預金	61,446	220,553
受取手形	13	0
電子記録債権	3,303	1,366
売掛金	89,722	143,914
商品および製品	18,739	21,752
仕掛品	33,605	40,523
原材料および貯蔵品	114,299	102,981
その他	25,695	16,627
固定資産	239,382	262,264
有形固定資産	21,095	21,174
建物および構築物	5,326	5,426
土地	8,089	8,089
その他	7,680	7,659
無形固定資産	941	1,560
特許権	36	13
その他	905	1,547
投資その他の資産	217,346	239,530
投資有価証券	373	684
関係会社株式	149,731	165,316
長期貸付金	38,187	37,632
繰延税金資産	22,763	28,713
その他	6,292	7,185
資産合計	586,204	809,980

科目	前事業年度 (ご参考)	当事業年度
〔負債の部〕		
流動負債	165,130	367,516
買掛金	39,670	64,180
1年内返済予定の長期借入金	—	74,952
未払金	12,612	12,813
未払費用	7,786	7,420
未払法人税等	232	61,475
前受金	7,329	13,489
預り金	79,252	113,413
製品保証引当金	8,106	12,287
役員賞与引当金	130	277
株式給付引当金	5,688	2,537
その他	4,325	4,673
固定負債	88,467	15,779
長期借入金	75,141	—
退職給付引当金	11,314	11,225
資産除去債務	40	40
株式給付引当金	1,511	4,026
その他	461	488
負債合計	253,597	383,295
〔純資産の部〕		
株主資本	332,324	426,664
資本金	32,363	32,363
資本剰余金	32,973	35,638
資本準備金	32,973	32,973
その他資本剰余金	—	2,665
利益剰余金	323,341	462,856
利益準備金	3,083	3,083
その他利益剰余金	320,258	459,773
(繰越利益剰余金)	(320,258)	(459,773)
自己株式	△56,353	△104,193
評価・換算差額等	66	△101
その他有価証券評価差額金	66	△101
新株予約権	217	122
純資産合計	332,607	426,685
負債および純資産合計	586,204	809,980

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
売上高	394,694	673,095
売上原価	199,551	296,520
売上総利益	195,143	376,575
販売費および一般管理費	140,062	159,147
営業利益	55,081	217,428
営業外収益		
受取利息および配当金	10,189	16,805
その他の営業外収益	374	579
営業外費用		
支払利息	5,422	5,712
為替差損	1,730	1,415
その他の営業外費用	424	734
経常利益	58,068	226,951
税引前当期純利益	58,068	226,951
法人税、住民税および事業税	13,339	66,047
法人税等調整額	△4,665	△5,950
当期純利益	49,394	166,854

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	32,363	32,973	－	3,083	320,258	△56,353	332,324	66	217	332,607
当期変動額										
剰余金の配当					△27,339		△27,339			△27,339
当期純利益					166,854		166,854			166,854
自己株式の取得						△50,005	△50,005			△50,005
自己株式の処分			2,665			2,165	4,830			4,830
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△167	△95	△262
当期変動額合計	－	－	2,665	－	139,515	△47,840	94,340	△167	△95	94,078
当期末残高	32,363	32,973	2,665	3,083	459,773	△104,193	426,664	△101	122	426,685

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------|-----|
| ① 有形固定資産 | 定額法 |
| ② 無形固定資産 | 定額法 |
- ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 製品保証引当金 | 無償保証期間中の修理費用等をその発生した期間に正しく割り当てられるように処理するため、過年度の売上高に対して発生した次年度の修理費用の発生率等を基礎として、翌事業年度に発生する見積額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に対応する見積額を計上しております。 |

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑤ 株式給付引当金 将来の株式報酬の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社は、改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）および改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2020年3月31日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスの収益を認識しております。

詳細については、連結計算書類注記1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(3) 重要性がある会計方針に関する事項⑨収益に記載のとおりです。

(6) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を当事業年度から適用しております。この変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品および製品 21,752百万円

仕掛品 40,523百万円

原材料および貯蔵品 102,981百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

棚卸資産の評価の会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結計算書類注記2. 会計上の見積りに関する注記(1)に記載しております。

(2) 有形固定資産および無形固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 21,174百万円

無形固定資産 1,560百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

有形固定資産および無形固定資産の減損の会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結計算書類注記2. 会計上の見積りに関する注記(2)に記載しております。

(3) 退職給付引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 11,225百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

退職給付引当金の会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結計算書類注記2. 会計上の見積りに関する注記(3)に記載しております。

(4) 繰延税金資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 28,713百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結計算書類注記2. 会計上の見積りに関する注記(4)に記載しております。

(5) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 53,526百万円 (Advantest America, Inc.の株式)

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、Advantest America, Inc.株式の評価にあたり、同社の子会社であるAdvantest Test Solutions, Inc.、Essai, Inc.、R&D Altanova, Inc.および孫会社であるShin Puu Technology Co., Ltd.の超過収益力を実質価額の評価に反映しています。超過収益力の減少の有無の判断は、経営陣により承認された3年間の事業計画に基づく見積将来キャッシュ・フロー、3年経過後の成長率および割引率を基礎としています。

超過収益力の減少の有無の判断における主要な仮定は、3年間の事業計画の基礎となる既存の大口顧客への売上予測および新規顧客の獲得見込み、3年経過後の成長率ならびに割引率です。一般的に半導体メーカーのテストシステム投資を含む設備投資は、半導体の世界的な出荷額の減少率よりも大きく減少します。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済情勢の変化の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	31,939百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	123,813百万円
関係会社に対する長期金銭債権	37,580百万円
関係会社に対する短期金銭債務	126,891百万円

(3) コミットメントライン契約

当社は、事業活動の効率的な資金調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を結んでおります。本契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸付極度額の総額	60,000百万円
借入実行残高	—
差引額	60,000百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	469,637百万円
仕入高	149,811百万円
営業取引以外の取引高	19,269百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

32,422,231株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

棚卸資産評価損

8,005

退職給付引当金

3,496

固定資産

17,923

製品保証引当金

3,765

その他

6,400

繰延税金資産 小計

39,589

将来減算一時差異等に係る評価性引当額

△9,261

評価性引当額 小計

△9,261

繰延税金資産 合計

30,328

繰延税金負債

前払年金費用

△1,615

繰延税金負債 合計

△1,615

繰延税金資産の純額

28,713

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員および個人主要株主

該当事項はありません。

(3) 子会社等

会社名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
Advantest America, Inc.	米国 カリフォルニア州	千米ドル 4,059	テストシステム 等の 開発・販売	100.0	あり	当社製品の 開発・販売	売上	103,706	売掛金	44,658
							金銭の 貸付	—	長期 貸付金	37,380
							資金の 預り	—	預り金	15,902
Advantest Europe GmbH	ドイツ ミュンヘン	千ユーロ 10,793	テストシステム 等の 開発・販売	100.0	あり	当社製品の 開発・販売	開発等の 業務委託他	40,801	未払金	4,041
							資金の 預り	—	預り金	7,241
Advantest Taiwan Inc.	台湾 新竹縣	千ニュー台湾ドル 500,000	テストシステム 等の販売	100.0	あり	当社製品の 販売	売上	255,787	売掛金	61,921
							資金の 預り	—	預り金	29,887
Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 15,300	テストシステム 等の販売	100.0	あり	当社製品の 販売	資金の 預り	—	預り金	53,916
Advantest Korea Co., Ltd.	韓国 天安市	百万ウォン 9,516	テストシステム 等の 製造・販売支援	100.0	あり	当社製品の 製造	売上	71,695	売掛金	8,258

取引条件および取引条件の決定方針

1. 売上については、市場価格等を参考に価格を決定しております。
2. 預り金については、キャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、資金の移動が継続的に行われていることから、取引金額の記載は行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類注記6. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	581円37銭
1株当たり当期純利益	226円24銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式取得に係る事項の決議)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について決議いたしました。

詳細については、連結計算書類注記8. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおりです。

12. その他の注記

記載金額は百万円未満を四捨五入で表示しております。

会計監査人監査報告書（連結）

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社アドバンテスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 暁之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社アドバンテスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本 暁之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 太田 稔

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中田 裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制部門と連携の上、重要な会議（経営会議、Business Plan Meeting、内部統制委員会等）に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役との面談、監査役等との意見交換会を実施することで意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主な連結子会社の往査(主に対面及びWeb会議でのインタビュー)を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。

これらの調査及び監査活動の結果、フィードバックが必要であると認識した内容については、取締役や各部門の責任者に意見を伝えました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について監査計画、グループ監査状況、期中レビュー結果を含む四半期ごとの状況、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）を含む監査の重点項目については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、積極的に監査等委員会としての意見を伝えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社アドバンテスト 監査等委員会

監査等委員(委員長) 住 田 清 芽 ㊞

常勤監査等委員 栗 田 優 一 ㊞

監査等委員 中 田 朋 子 ㊞

(注) 監査等委員 住田清芽及び中田朋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

日時▶ 2025年6月27日 午前10時 (受付開始時刻：午前9時)

会場▶ 東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール



**交通の
ご案内**

地下鉄「大手町」下車C4出口直結

●千代田線 ●半蔵門線 ●丸ノ内線 ●東西線 ●都営三田線

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



環境保全のため、
FSC®認証紙と植物油インキを
使用して印刷しています。